

8-19-61

婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略

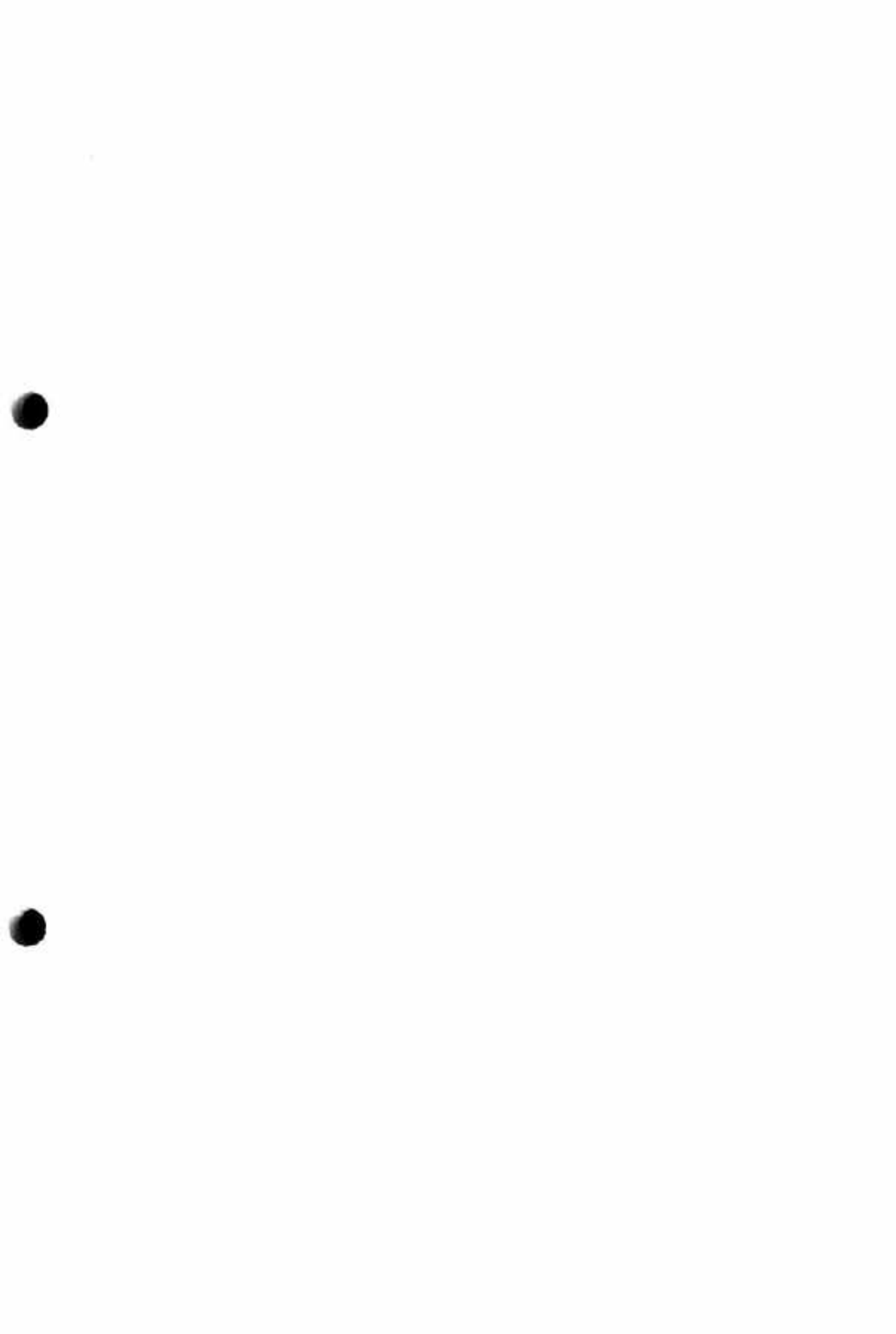
(総理府仮訳)

(外務省監修)

労働省婦人局

1985年
5月26日







目 次

	パラグラフ	
序 章	1— 42	1
A 歴史的背景	(1— 8)	1
B 「将来戦略」の実質的背景	(9— 21)	4
C 現状と2000年までの展望	(22— 36)	8
D 「将来戦略」策定のための基本的対応	(37— 42)	13
I 平 等	43— 92	15
A 障 害	(43— 50)	15
B 基本的戦略	(51— 59)	17
C 基本的戦略実施のための国内レベル		
における措置	(60— 92)	19
憲法上及び法制上の措置	(60— 76)	19
社会参加における平等	(77— 85)	22
政治的参加及び意志決定における		
平等	(86— 92)	24
II 発 展	93—231	26
A 障 害	(93—106)	26
B 基本的戦略	(107—124)	30
C 基本的戦略実施のための国内レベル		
における措置	(125—231)	34
総 括	(125—131)	34
特別な行動分野	(132—231)	35
雇 用	(132—147)	35

健康	(148—162)	39
教育	(163—173)	43
食糧・水・農業	(174—188)	46
工業	(189—196)	50
貿易及び商業サービス	(197—199)	52
科学技術	(200—205)	53
コミュニケーション	(206—208)	54
住宅、居住、地域社会開発、輸送	(209—217)	55
エネルギー	(218—223)	57
環境	(224—227)	58
社会サービス	(228—231)	59
III 平和	232—276	60
A 障害	(232—238)	60
B 基本的戦略	(239—258)	62
C アパルトヘイト下の婦人と子供	(259)	67
D パレスチナの婦人と子供	(260)	69
E 武力紛争、外国の侵入、平和への脅威にさらされている地域の婦人	(261—262)	71
F 基本的戦略実施のための国内レベルにおける措置	(263—276)	71
平和努力への婦人の参加	(263—271)	71
平和教育	(272—276)	72
IV 特殊な状況の婦人	277—304	74
A 干ばつに見舞われた地域の婦人	(283)	75
B 都市における貧困婦人	(284—285)	76
C 老婦人	(286)	77
D 若い女性	(287)	78
E 虐待されている婦人	(288)	79

F	極貧の婦人	(289)	80
G	人身売買、強制売春の犠牲となっ ている婦人	(290—291)	80
H	伝統的な生活手段を奪われた婦人	(292—293)	81
I	単独で家庭を支えている婦人	(294—295)	81
J	心身障害の婦人	(296)	82
K	受刑中の婦人	(297)	83
L	難民婦人と子供	(298—299)	83
M	移民婦人	(300—301)	84
N	少数民族と「原住民」の婦人	(302—304)	85
V	国際協力及び地域協力	305—372	86
A	障 害	(305—308)	86
B	基本的戦略	(309—316)	87
C	基本的戦略実施のための措置	(317—372)	89
	追跡調査	(317—321)	89
	技術協力、訓練及び助言サービス	(322—337)	90
	機関間の調整	(338—344)	94
	調査及び政策分析	(345—355)	95
	国際及び地域レベルにおける活動 及び意志決定への婦人の参加	(356—365)	97
	情報の普及	(366—372)	100



婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略(仮訳)

(外務省監修)

序 章

A 歴史的背景

1. 第2次世界大戦における勝利の後の国際連合の創設及び植民地解放による独立国の出現は婦人の政治的、経済的、社会的解放において重要なでき事であった。国際婦人年及び1975年にメキシコ・シティ、また1980年にコペンハーゲンにおいて開催された世界会議並びに国連婦人の十年—平等・発展・平和—は、国内、地域、国際レベルの婦人の地位の向上に対する障害の除去に大いに貢献した。1970年代前半、女子に対する差別を撤廃し、社会における婦人の平等な参加を確保しようとする努力はこのようなすべてのレベルでとられたイニシアチブの原動力となった。また、このような努力は、婦人の再生産的及び生産的役割が婦人の向上を制約している政治的、経済的、社会的、文化的、法的、教育的、宗教的条件と密接に結びついており、また婦人に対する経済的搾取、軽視、圧迫を強めている要因が家庭、社会、各国、小地域、地域、国際レベルにおける不平等、不公正及び搾取的条件から派生しているとの認識から行われたものである。
2. 1972年、国連総会は、決議3010 (XXV I I) において、1975年国際婦人年を、男女間の平等の推進のための行動強化に向け、開発努力全体への婦人の統合を確保し、世界平和の強化への婦人の貢献を増加させるものとして宣言した。1975年のメキシコ・シティにおける国際婦人年世界会議で採択された国際婦人年の目標の実施のための世界行動計画は国連総会決議3520 (XX X) によって支持された。国連総会はその決議において、1976～1985年を国

連婦人の十年—平等・発展・平和—と宣言した。国連総会は決議33/185において、「十年」の前半に達成された進歩を見直し、評価する目的でコペンハーゲンにおいて開催される国連婦人の十年—平等・発展・平和—の世界会議のサブテーマ—雇用・健康・教育—を決定した。

3. 「十年」の中間にあたる1980年、コペンハーゲン世界会議で国連婦人の十年—平等・発展・平和—後半期の行動プログラムが採択されたが、これは現存の障害、及び婦人の地位向上のために採るべき措置に関して存在する国際的合意についてさらに詳述している。この行動プログラムは国連総会により、同年の決議35/136において支持された。
4. 国連総会はまた、1980年に決議 35/56 において第三次国連開発の十年のための国際開発戦略を採択し、コペンハーゲン世界会議の勧告を再確認した（国連総会決議35/56、付属、第51項）。この戦略においては、開発過程における行為者及び受益者としての婦人の参加の重要性が強調されている。戦略は、また、根本的な社会的、経済的変革を達成し、社会における婦人の不利な立場を固め、恒久化させている構造的の不均衡を解消するために採るべき適切な措置を要求している。
5. 世界行動計画及び行動プログラムにおいて規定されている戦略は、婦人の将来のための展望を拡げる上で重要な貢献をなした。しかしながら、大部分の領域においてより一層の行動が求められている。これに関連して、国連総会は、国連婦人の十年の諸目標—平等・発展・平和—を確認し、将来に向けてのその有効性を強調し、1986～2000年の間における目標達成に対する障害克服のための具体的措置の必要性を示した。
6. この文書に記載されている1986年から2000年にかけての婦人の地位向上のための将来戦略は婦人の地位向上のための「十年」の諸目標に対する障害を克服するための具体的な措置を提示している。将来戦略は、国連憲章、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的及び文

化的権利に関する国際規約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、国際平和及び協力の促進における婦人の参加に関する宣言においても支持されている平等原則に立脚しつつ、婦人の地位に関する国際的関心を再確認し、婦人の地位向上と性に基づく差別の撤廃のための国際社会による新たな決意の枠組を提供している。開発過程における婦人の統合のための努力は強化されるべきであり、新国際経済秩序の目的と第三次国連開発の十年のための国際開発戦略を考慮に入れるべきである。

7. ナイロビ世界会議は開発途上国にとって重大な時期に開催されている。国連婦人の十年がスタートした10年前、国際貿易、資金の流れ、技術開発の発展に支えられて、経済成長が加速され、それによってこれらの諸国の経済的、社会的開発における婦人の参加が増大するものと期待されていた。この期待は開発途上国における経済危機の持続と、場合によってはその悪化のために裏切られ、それが婦人のための新しいプログラムの履行ばかりでなく、すでに実施されているプログラムの維持さえ危うくする重大な障害となっている。
8. 危機的な国際経済情勢は1970年代末以来、特に開発途上国に悪影響を及ぼし、これらの国々の婦人に最も深刻な痛手を与えた。開発途上国、特に、後発開発途上国、干ばつや飢饉に見舞われているアフリカ地域、債務国、低所得国などでは、総じて、構造的不均衡や長期に亘る深刻な経済情勢の結果危機的状态に達している。この状態は、各国がそれぞれの開発政策に責任を持っているということに留意しつつ、国内政策、及び国内計画を支える多国間の開発協力を改善し推進するための公約の強化を要求している。先進国と開発途上国、中でも、特に後発開発途上国との格差は縮少するどころか、拡大している。婦人に最も影響を及ぼすこのようなマイナス傾向を抑制し、開発途上国の直面する困難を軽減するための国際社会の主要課題の一つは、公正、主権の平等、相互依存及び共通の関心に基づいた新国際経済秩序の確立に向けて全力をあげて努力することである。

B 「将来戦略」の実質的背景

9. 国連婦人の十年の三つの目標—平等・発展・平和—は幅が広く、密接に関連し、また相互に補完し合っており、一つの目標の達成は他の目標の達成に貢献するものである。
10. コペンハーゲン世界会議は、平等を法的平等、即ち、法的差別の除去ばかりではなく、婦人が受益者かつ能動的行為者として開発に参加する権利、責任及び機会の平等を意味するものと解釈した。
11. 平等は目標であると同時に手段でもあり、これによって個人は法の下での平等な取扱いを受けると共に権利を享受し、国の政治的、経済的、社会的、文化的発展に寄与し、その成果の恩恵を受ける潜在能力や技能を開発するための平等な機会を与えられる。特に婦人にとって、平等は、文化、制度、行動及び態度の上での差別により否定されてきた権利の実現を意味する。国内及び世界的不公平はそれ自体恒久化し、あらゆる緊張を高めるが故に平等は発展や平和にとって重要である。
12. 開発における婦人の役割は総合的な社会経済開発の目標と直接関連しており、すべての社会の発展にとって基本的なものである。発展は総合的な発展であって、人間生活の政治、経済、社会、文化その他のあらゆる側面の発展、経済その他の資源の開発及び人間の肉体的、精神的、知的、文化的成長を含むものを意味している。それは、機会の平等を要求し、達成し、享受し、活用するのに必要な手段を婦人、特に貧しい婦人に提供するものでなければならない。婦人各自の法的に独立した主体としての社会活動への参加の順調な増大は、より直接的には、実際に、平等への婦人の権利に対する認識の促進に貢献するであろう。開発には、また、それが個人のニーズや権利に対して公正でかつこれに応ずるものであり、科学技術が地球上の全生物の環境上の安全を保障する社会、経済的枠組の中で利用されるものであることを確保するため道徳的側面も要請されている。
13. 婦人の権利は、国家間の関係が国の大小にかかわらず全ての国家及び人民の自決、独立、主権、領土保全及び国境内での平和な生活に対する正当な権

利の尊重に基づいている国際平和及び安全という状況下において最も完全、かつ効果的に促進される。

平和は、武力の行使、威嚇、侵略、軍事的占領、他国による内政干渉の防止や支配、差別、圧制、搾取、人権及び基本的自由の大規模な侵害の除去に依存している。

平和は、国及び国際レベルでの戦争、暴力及び敵意の不在ばかりではなく、社会における経済的、社会的正義、平等、及び完全な人権並びに基本的自由の享受をも含んでいる。それは、国連憲章、世界人権宣言及び人権に関する国際条約やその他の関連国際文書の尊重、及び社会的、政治的、経済的体制の異なる全ての国家間の相互協力や理解、並びに国民に認められている基本的人権の国家による効果的实施に依存している。

平和は、また、安全に対する関心及び国家、社会集団、個人間の信頼の潜在的前提に反映されている全ての行動を含んでいる。それは、他のものに対する善意を表わし、自由、人権、民族及び個人の尊厳を守ると同時に生命の尊重を推進するものである。経済的及び男女の不平等、基本的人権と基本的自由の否定、人口の大部分に対する故意の搾取、各国の不平等な発展、搾取的経済関係などの諸条件の下では平和は実現しえないものである。平和と安定なくして発展はあり得ない。平和と発展は相互に関連し、補完し合っている。

この点において、第10回国連特別総会の最終文書がとりわけ注目されている。これは効果的な国際的監視の下での全面的かつ完全な軍縮の目標の実現を確保するのにふさわしいと考えられる、あらゆる措置を網羅した軍縮に向けての初の特別会期である。この文書は核軍縮を含む包括的な軍縮計画について記述している。それは、平和にとってのみならず、軍備競争に投入されかねない莫大な物的及び人的資源の建設的利用を通じ、全ての国、特に開発途上国の経済的、社会的発展の推進にとっても重要である。

平和は男女平等、経済的平等及び全ての人が基本的人権及び基本的自由を享受することにより促進される。全ての人がこれを享受するには婦人が国際

平和と協力の推進における意見、表現、情報及び結社の自由についての権利を行使すると同時に、各国の政治、経済、社会生活のあらゆる領域、特に意志決定過程に男性と同等の立場で参加する権利を行使できるようにすることが必要である。

14. 発展及び平和の強化への婦人の効果的な参加及び男女の平等の促進には人間志向型の一致団結した多面的戦略及び措置が必要である。このような戦略及び措置には平等を促進し、社会及び個人の集団の永続的、内性的発展をもたらすことを目的とした人的資源の継続的改善と生産的活用が必要である。
15. 国連婦人の十年の三つの目標—平等・発展・平和—は三つのサブテーマ—雇用・健康・教育—と緊密に結びついており、これらのサブテーマは平等・発展・平和の具体的基礎となっている。発展と平和における婦人の平等な参加の増大には人的資源の開発、社会による婦人の地位向上の必要性への認識、社会の改革への全員の参加が必要である。それには特に、異なる領域や部門におけるあらゆるレベルでの婦人の動員を可能にする参加者の人的基盤の構築が必要である。人的及び物的資源の最適な開発の達成のためには、婦人の、家庭の福祉や社会の発展に対する多大な貢献を含む婦人の力や能力を完全に認め評価する必要がある。「十年」の目標を達成するにはこの責任を男女及び社会全体で分担し、婦人が知識人、政策決定者、意志決定者、計画立案者、開発の貢献者及び受益者として中心的役割を演じることが必要である。
16. 婦人の平等観、代替開発戦略の選択、平和に対する態度を、婦人の希望、関心及び才能に応じて社会組織に組み込むことが人類の向上と進歩に資するため、人類の発展における婦人の展望の必要性は重大である。これらはそれ自体望ましいことであるのみならず、「十年」の目標の達成に不可欠である。
17. 国連婦人の十年—平等・発展・平和—の目標の実現に当たって国内レベルで達成された進歩と遭遇した障害の検討及び評価（A/CONF. 116/5 及び Add.1～14）は種々のレベルにおける経験を明らかにしている。かなりの進歩が達成され、婦人の社会参加が増加しているものの「十年」はその目標を

部分的に達成したにすぎない。「十年」の初期のころは先進国及び開発途上国双方とも経済状態が比較的良好であったが、その後の景気後退は社会における婦人の平等な参加推進努力を減速させ、新しい問題を引き起こした。開発に関しては、婦人の参加は増大してはいるものの、時としてその利益がそれに比例して増大していないことが指摘されている。

18. 将来戦略で挙げた障害の多くは見直しと評価(A/CONF.116/5及びAdd.

1～14)の中で明らかにされたものである。婦人の地位向上にとっての圧倒的な障害は実際には政治的、経済的、社会的、文化的要因の種々の組合せが原因となっている。更に、社会的、文化的障害は、時には、深刻な国際経済情勢や一般に高い社会コストを伴う必然的調整プログラムなどの政治的、経済的要因によって悪化してきた。この点で、広く普及しているマクロ経済的要因が部分的に原因となっている経済不調は、国内レベルにおける経済状態悪化をもたらした。更に婦人の生産的及び再生産的役割に対する低い評価及びその結果婦人の地位が男性より下と見なされてきたこと、及び開発における婦人の参加促進が低い優先度しか与えられなかったことは、雇用・健康・教育、その他の部門の資源への婦人のアクセス及び意志決定過程への婦人の効果的統合へのアクセスを制限している歴史的要因なのである。利益を無視して、婦人を下位の人間としている社会経済構造がもたらした構造上の抑制は進歩を阻害している。いくつかの国において生活の全領域における平等の推進のための変革が行われているにもかかわらず、家庭の仕事の責任と労働への参加という婦人の「二重の負担」が残存している。例えば、先進国、開発途上国共にいくつかの国が、主な障害として働く婦人に対する援助サービスの欠如を挙げている。

19. 政府に対する国連の質問書に対する開発途上国、特に後発開発途上国からの回答によると(A/CONF.116/5及びAdd.1～14参照)、いくつかの国において貧困が増大しており、婦人の地位向上に対する別の主要な障害になっている。乏しい国家資源により増幅している集団的貧困問題から生じた難局により、政府は婦人の平等問題より男女双方の貧困の軽減に集中せざるを得

なかった。同時に、婦人はその従属的地位のために疎外されやすく、そのため社会経済の最下層に属する婦人は最も貧しくなりがちであり、これが最優先課題とされるべきである。婦人は経済すべてにおいて不可欠の生産力であり、従って、特に経済不況時において、婦人の地位向上のためのプログラム及び措置は緩和されるどころか強化されるべきである。

20. 国連憲章の原則の違反から生じる国際平和と安全に対する脅威が経済問題及びこれに附随した社会的、文化的意味につけ加えられなければならない。この状況は、とりわけ婦人の生活をおびやかし、発展にとって最も重大な障害であり、従って将来戦略の実施を阻害する。
21. 現在必要なことは、発展を推進するための政治的意志であり、これにより婦人の地位向上のための戦略が婦人を第二市民とみなし、婦人問題を軽視する現下の不平等な状況と構造を何よりも先に改革することを目指せるようになるべきである。発展は、社会における婦人の中心的役割が認められ、真の価値を与えられるようなもう1つの局面に向かって推進されなければならない。これによって、婦人は発展の推進及び維持に必要な変革の実施のための戦略において、正当かつ中心的な地位を得ることができるのである。

C 現状と2000年までの展望

22. 大きな構造的変化や技術的発展がなければ、2000年まで最近の傾向の大部分が継続され、調整されていくものと予想される。1986～2000年の間婦人の状況が進展するのに伴い、これはかなり複雑な因果関係を確立してその他の変化をもたらすことになろう。婦人の物質的条件、意識と願望及び婦人に対する社会の態度の変化はそれ自体家庭のような制度に対して大きな意味と深い影響を及ぼす社会的、文化的過程である。婦人の地位向上にははずみがついており、今後15年間の社会的、経済的变化に左右されるが、予期すべき力として存続し続けるであろう。内部のプロセスは経済面で大きな影響力を持つが、直接その影響を受ける世界的経済体制や政治的、社会的、文化的、人口統計学的及び通信プロセスの状況は常に婦人の地位向上に対しより深い影響

を及ぼすであろう。

23. 国連婦人の十年の初期の頃、発展について楽観的な見通しがあったが、1980年代前半の間に、世界経済は発展段階や経済構造の如何を問わず、いくつかの地域やグループに影響を与えている急激なインフレ圧力による広範囲の景気後退に見舞われた。しかし、同じ時期、中央計画経済の諸国は総じて安定した経済成長をとげた。先進市場経済諸国においても景気後退の後、経済は成長した。

先進市場経済諸国の回復は世界経済に影響を与えたが、開発途上国、特に低所得、後発開発途上国の当面の回復の見通しは、特に公共・民間の莫大な対外負債とその債務返済コストの観点において引き続き厳しく、明らかに深刻な状況を呈している。こういった重い負担はこれらの国々にとって深刻な政治的、経済的、社会的結果をもたらしている。永続的な回復は、厳しい国際経済状況の中での構造的な不均衡の是正及び新国際経済秩序確立のための継続的な努力を行うことなくしては達成され得ない。現在の状況は婦人の地位、特に恵まれない婦人及び人的資源の開発に深刻な影響を与えている。

婦人は、性差別の他に人種、肌の色、民族、国民の出身による複合的な差別を受け、その上経済状態の悪化による影響を受けている。

24. 現在の傾向が続けば、開発途上国、特に低所得、後発開発途上国の見通しは暗い。現在考えられている開発途上国の全体的成長は1980～2000年の期間、1960～1980年の実績より低くなる見通しである。この見通しを改め、それによって婦人の地位向上を促進するには、世界貿易を推進し、特に開発途上国の輸出品に対する市場開放を推進するよう政策を調整し再強化する必要がある。同様に、開発途上国における成長と発展を推進するような他の領域の政策、例えば金利低下やインフレなき成長政策の遂行に関する政策が追求されるべきである。
25. 世界経済の成長が減速すれば、資源の減少の結果として婦人の低い地位、特に高い文盲率、低い教育水準、雇用における差別、経済に対する寄与や保健上の特別のニーズに対する認識の低さを克服するための行動が延期される

可能性があるため、婦人にとって当然にして不利な状況が生じる恐れがある。国際経済関係における正義と平等に基づく正当かつ公平な成長を推進する開発形態は、国際開発戦略の目標の達成を可能にし、発展と平和に対する婦人の有効な寄与を高めると同時に婦人の地位の大幅な向上を可能にする。そのような開発形態は資源の公平な配分を促進する独自の内的原動力を持ち、永続的、内因的發展を促進し、依存を減じることになる。

26. 婦人の経済的、社会的地位向上のための努力は、特に国際開発戦略の目標及び新国際経済秩序の原則から派生した開発戦略に依存するというのは非常に重要なことである。これらの原則には、特に自立、集団的自立、固有の人的、物的資源の活性化が含まれている。世界経済の再構築は、長期的には、各国の男女を含めた全国民の利益になるはずである。

27. 国際労働機関事務局の概算及び計画によると、婦人は世界の労働力の35パーセントを占め、この数字は2000年に向かって着実に増加する見通しである。大規模な変革がなければ大多数の婦人が就くことができる仕事のタイプ及びその報酬は依然として低いものであろう。婦人の雇用は、より低い技能、低い賃金、最低限の雇用保障しか必要としない分野に集中しがちである。公式及び非公式の婦人の総労働投入量は2000年までには男性の総労働投入量を上回るであろうが、婦人が受ける世界の資産及び収入の分け前は不平等なものであろう。最近の概算によると、婦人は世界の多くの子供、国によっては3分の1またはそれ以上の子供を単独で経済的に扶養する責任を負い、その数字は上昇を続けているようである。将来戦略は進歩的で、公正なものであり、かつ2000年に向けて発展する婦人の役割と責任を効果的に支援するものではないとなければならない。国内及び国際レベルにおける婦人の経済的貢献に対する差別や搾取を防ぐ特別な措置が講じられることが引き続き必要である。

28. 1986年から2000年にかけて、自然環境の変化は婦人にとって重大であろう。変化の領域の1つは農業生態系に関する自然環境と社会との間の仲介役、及び安全な水や燃料の供給と衛生に密接に関連した問題との間の仲介役としての婦人の役割である。水資源が限られた、不毛及び半不毛地域及び人

口増加の圧力を経験している地域において、この問題は最大の課題として残るであろう。一般的に、婦人の地位向上は、死亡率や罹患率を低下し、受胎調整の改善、従って人口増加調整の改善をもたらし、環境にとって、そして、究極的に婦人、子供及び男性にとって有益なものとなるであろう。

29. 1984年にメキシコ・シティで開催された国際人口会議の報告に述べられているように、他の権利の享受の重要な基礎である出生率のコントロールという基本的な権利を含む人口問題に関する事柄について、婦人が自己の権利を効果的に行使できるという関係の下で出生率や人口増加の問題が扱われるべきである。

30. 拡大を続けるコミュニケーションネットワークは、これまで以上に婦人の関心に合致するものとなり、この分野の計画立案者は国連婦人の十年の目標—平等・発展・平和—、「将来戦略」及びサブテーマ—雇用・健康・教育—に含まれた問題に関してこれまで以上の情報を提供することが期待されている。コンピュータ、公式及び非公式の教育及びメディアを含むすべてのチャネル及び儀式、ドラマ、対話、伝承文学、音楽の文化的メディアを含む伝統的なコミュニケーションメカニズムが用いられなければならない。

31. 1986年から2000年にかけて婦人による進歩の達成見通しに影響を与えそうな政治的要因は平和であるかどうかに大きく依存している。核災害や局地的戦争の脅威を伴う広範囲の国際緊張が狭く限り政策決定者の注意は男女の進歩に直接、間接に関連した課題からそれ、莫大な資源が更に軍事及び軍事関係活動に向けられるであろう。これは回避されるべきであり、資源は人類の地位向上に向けられるべきである。

32. 婦人の利益を効果的に増大させるために、婦人は、政府の政策に公にかつ、平和的に反対し、国内及び国家間における平和の推進への婦人の参加を増大させるために動員される権利を含む国内的、国際的意志決定過程に参加する権利を享受できなければならない。

33. 主要な措置を講じなければ政治的活動、婦人に影響を及ぼす政策の策定、国内的婦人政策の策定への婦人の参加を遅らせる数多くの障害が存在しつつ

けることは明らかである。婦人が貧しい物的環境や第二次的地位を変え、政治的活動に参加するために必要な時間、エネルギー及び経験を獲得するために結束し、互いに助け合うことができるか否かが成功のカギである。同時に、健康や教育状態、法的及び憲法上の規定並びにネットワークの改善は婦人が行う政治的行動の効率を高め、婦人はこれまで以上に政治的意志決定において大きな役割を担うことができる。

34. いくつかの国や地域では、婦人の地位が大きく向上したが、見直しと評価からも明らかのように「十年」間の全体的な進歩はささやかなものであった。この間、婦人の意識や期待は向上しており、このはずみは、世界経済の不調にかかわらず、失われてはならない。家庭、婦人の役割、男女の関係に起こりつつある変革は新しい展望、戦略及び措置を要する新たな課題を提起するかもしれない。同時に、性別を超えて同盟や連帯的グループを作り、婦人の地位向上に対する構造的障害を克服することが必要である。

35. *国際婦人年の目標実現のための世界行動計画、婦人の平等及び開発と平和に対する貢献に関する1975年メキシコ宣言、地域別行動計画、国連婦人の十年—平等・発展・平和—後半期行動プログラム及びサブテーマ雇用・健康・教育—、国際平和と協力の促進における婦人の参加に関する宣言及び女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約は有効であり、従って2000年に向けて追求すべき戦略と具体的措置の基礎となっている。国連婦人の十年の目標—平等・発展・平和—及びそのサブテーマ雇用・健康・教育—の妥当性が継続していることは、1975年行動計画及び1980年行動プログラムの関係勧告の実現と同様に強調されるべきであり、開発過程及び「十年」の目標の効果的実現における婦人の完全な統合が確保されな

*この項に関しては、オーストラリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、西独、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデン、スイス、米国が留保を付した。米国はこの項において、婦人の平等及び開発と平和に対する貢献に関する1975年メキシコ宣言に関し立場を留保した。

なければならない。国際社会が、「十年」の成果が発展のための強力なブロック材となることを確保し、特にこれからの世代の婦人のために平等と平和を推進することが現在の課題である。今後15年間の障害には世界、地域、国内レベルでの一体となった努力によって対処しなければならない。2000年までに文盲が根絶され、すべての婦人の寿命が良質の生活を伴って少なくとも65歳まで上昇し、自活のための雇用機会が与えられるようになるべきである。中でも、真の発展をもたらす真に平等な社会経済構造を確保するため、人生のあらゆる側面における婦人の平等を保障した法律がそれまでに完全にかつ包括的に実現されるべきである。地域レベルにおける婦人の地位向上のための将来戦略はその実現のための現実的な背景を提供する人口統計学的傾向の明確な評価と開発予測に基づいたものでなければならない。

36. 将来戦略及び多次元の措置は、公正な経済関係によって先進国と開発途上国との間の格差を縮小することができるような国際社会の枠組の中で追求されるべきである。この点で、すべての国は国連総会の決議 34/138 で決定された如くそれぞれの決意を示し、従って国連総会決議 39/454 によって決定された如く包括的交渉の実施について非公式の協議を続けるよう要請されている。

D 「将来戦略」策定のための基本的対応

37. 婦人の地位向上及び経済的、政治的、社会的、文化的発展における婦人の完全な統合に関し国連婦人の十年の目標—平等・発展・平和—の統一性、一体性及び相互依存性を再認識する必要がある。そのために、この目標は2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略において有効であり続けるべきである。
38. 将来戦略は、長期的で、新国際経済秩序のより広い目標に関係した総合的行動のために实际的、効果的な指針を提供することを目的としている。国連総会の決定によって5年ごとに行われる追跡調査及び評価とともに、即時行動のための措置が示されている。各国はそれぞれ異なった発展段階にあるた

め、その開発政策と資源力に基づいた優先順位を設定する選択の自由が与えられなければならない。一国で即時行動が可能なことは別の国ではより長期的な計画を必要とし、いまだに植民地政策、制圧及び外国の占領下にある国ではそれ以上に長期的な計画が必要であろう。措置の実現の的確な方法と手順は各国の政治的手続や行政能力に依存している。

39. 婦人その他に直接影響を及ぼし、婦人の進歩に対する阻害性を低め、これを支えるため社会的背景を創造することを目的とした措置がある。これらの措置には継続している差別の根底にある性による定型化の除去が含まれている。婦人の地位向上が人間味のある進歩的な社会を確立するための前提であることが明らかである以上、婦人の状況を改善するための措置は社会に波及効果を与えるはずである。
40. 婦人に関する政策、プログラム、プロジェクトの実行の可能性は婦人の数と社会経済的不均質性ばかりでなく、婦人のライフスタイルの違いやライフサイクルの変化によっても影響を受ける。
41. 将来戦略は、根本的、かつ、適用上の、障害克服のための措置を示唆するだけでなく、出現している障害を明確にしている。このようにして、提示された戦略と措置は、全体的な国内的優先度によって決定された速度と形態で多様で、かつ変化する国内情勢に絶え間なく適応していく過程のガイドラインなることを目的としており、その中で、開発における婦人の統合はその優先順位が高く位置づけられる必要がある。将来戦略は現存する障害と潜在的障害を認識したもので、平等・発展・平和の達成のための別個の基本的戦略を含んでいる。婦人の地位委員会第2回世界会議準備会議の勧告に従い、「地方及び都市の貧困婦人、武力紛争、外国の侵略、平和に対する国際的脅威の影響下にある地域の婦人、老婦人、若い女性、虐待されている婦人、極貧の婦人、人身売買・強制売春の犠牲となっている婦人、伝統的生活手段を奪われた婦人、単独で家族を支えている婦人、心身障害の婦人、受刑中の婦人、難民婦人、移民婦人、少数民族の婦人、原住民の婦人などの特に弱く、恵まれない婦人」に特別の注意が払われている。

42. アピールは主として政府、国際及び地域機関、非政府機関に向けられているが、連帯の精神からすべての男女にも向けられている。特に、それは、物的環境のある程度の改善を現在享受している男女、意志決定、開発優先順位及び世論に影響を与える地位を得た男女に向けられ、大多数の婦人の現在の劣った、搾取された状態を変え、全ての婦人の平等、開発への完全な参加、平和の達成と強化といった目標に役立つことをねらいとしている。

I 平 等

A 障 害

43. 「十年」の目標の一つは婦人の平等の権利の完全な遵守と法律上及び事実上の差別の撤廃を必要とする。これは人的資源開発へ向けての重要な第一歩である。開発途上国において、不平等は大部分開発の遅れの結果の種々の現れであり、それは一方で国際経済の利益の配分の不平等によって悪化している。国連システム、特に婦人の地位委員会は四十年にわたり国際基準を確立し、性による差別を防ぐための措置を明らかにし、提案することに従事してきた。法制上は大きな進展があったが、効果的な実施と強化のための措置が必要である。立法は単に平等のための闘争の一つの要素であるが、行動の法的基盤を提供し、社会変化の触媒として働くため不可欠のものである。
44. *ほとんどの国において、婦人に対する不平等は、集团的貧困と開発の遅れに起因する世界の人口の大多数の総体的後進性に原因があることが極めて多い。これは帝国主義、植民地主義、新植民地主義、アパルトヘイト、人種主義、人種差別、不公正な国際経済関係が生んだものである。婦人の不利な地位は、先進国、途上国を問わず多くの国において、性による事実上の差別によって悪化している。
45. 婦人の平等に対する根本的な障害の一つは、男女の地位の事実上の差別

* 米国は、列挙された障害が大部分の国における婦人の不平等の主要な理由とみなされるべきであるとの点に同意していないため、この項に関し、その立場を留保した。

が、不平等を生理学上の差を根拠として正統化してきた社会的、経済的、政治的、文化的要因からきているということである。家事や家庭を婦人の主要な領分とし、家事に対する評価を低くし、婦人の能力を男性の能力より劣るとみなす生理学的根拠はないが、このような根拠が存在するという確信が不平等を永続させ、このような不平等を撤廃するために必要な構造及び態度の変化を妨げている。

46. 婦人は、その性を理由に、社会を管理し、開発問題や平和のイニシアチブを決定する権力機構への平等な参加権の拒否という見地での差別を受けている。人種、肌の色、民族などの付加的な差異もこのような要素を複合的な差別の正当化に利用できるようにするため、国によってはさらに深刻な意味を持つ。
47. 根本的な抵抗が障害を生んでおり、このことは「十年」の目標にとって広い意味を持っている。差別は婦人の才能の不経済的な利用を促進し、開発及び平和の強化に必要な貴重な人的資源を浪費している。究極的に、婦人の才能が差別の結果十分に活用されなければ、社会の損失となるのである。
48. 法制上の変更とその変更の効果的な実施との間の明確な差は婦人の完全な社会参加に対する主要な障害である。特に婚姻・家庭の状況を理由とした事実上の間接的差別が、立法措置がとられているにもかかわらず、しばしば存続している。頼みとしての法律は、法の利用に関する婦人の知識及び反対告訴や脅迫の恐れなしに完全な法的権利を行使する能力を限定する社会経済的不平等の故に、すべての婦人に等しく自動的に恩恵をもたらすものではない。婦人の権利や裁判に頼る手段に関する情報の普及の欠如及び不充足が多く、多くの国において、期待された成果の達成をはばんでいる。
49. 法制上の変更の中には既存の法体制の間の関係を十分に理解せずに行われているものがある。しかし、実際に、法律のある側面、例えば、慣習法上の条項が多数の対立した法体系を持つ社会において実施されることがある。予防措置を講じることができるよう、矛盾の結果生じるまたは潜在する障害を予測することが必要である。新しい法律を通過させるときは、その主題の

如何にかかわらず、それが直接、間接の差別を含まないように可能な限りの注意を払い、婦人の平等権が法において完全に尊重されるようにしなければならない。

50. 国によっては、民法、刑法、商法及び行政法や規則を含む社会、経済及び政治的分野における法に差別的条項が依然として存在する。民法については、婦人を差別している法律を廃止し、また国籍、相続、財産の所有権と管理、移動の自由、子の監護及び国籍などに関する婦人特に既婚婦人の法的能力や地位を、平等を基礎として、確定するための措置の決定につき十分な研究がなされていない。中でも、社会の保守的集団側に、家庭、地方、国、国際レベルでの婦人に対する差別的慣行の全面禁止に必要な態度の変革に対する根強い抵抗が依然として存在している。

B 基本的戦略

51. 男女の平等のための及び人間の尊厳に基づいた総合的法的基盤の確立、修正、拡大及び実施のための政治的努力を強化しなければならない。法制上の変革は、経済的、社会的、政治的、文化的領域における同時的変化を推進する支援的枠組の中で行われるときに最も効果的であり、社会的変化をもたらすのに役立つことができる。真の平等が婦人にとって現実となるには、男性との対等の条件の下での権力の分担が主要戦略であるべきである。
52. 政府は適切な手段を講じて、男女双方が平等な権利、機会及び責任を享受できるようにし、個々の資質や能力の開発を保障し、婦人が開発における受益者かつ活発な行為者として参加できるようにしなければならない。
53. 社会的、経済的構造の変化は、婦人の完全な平等を可能にし、あらゆる種類の開発への活発な行為者かつ受益者としての差別のない自由な参加及びあらゆる種類の教育、訓練及び雇用への自由な参加を可能にすべく促進されなければならない。この権利が若い女性のためにも最大限に実施されるよう特別な注意が払われるべきである。
54. 男女の平等を促進するため、政府は、男女双方に対し、法の前の平等、教

育の機会や訓練の平等のための便宜の提供、保健サービス、報酬を含む雇用条件及び雇用機会の平等、適切な社会保障を確保する必要がある。政府は、婚姻をしているか否かにかかわらず、平等な条件での男女の雇用に対する権利及び経済活動全般への平等の参加を実現するための措置を認識し、実施しなければならない。

55. 婦人の状況を総合的にモニターし、その伝統的及び新しい差別の原因を探り、新しい政策を立案し、差別撤廃の戦略及び措置を効果的に実施するための効果的な制度や手続が確立、強化されるべきである。これらの措置や手続は開発のための一貫した政策の中に組み込まなければならないが、このような政策が立案、実現されるまで無期限に待つことはできない。
56. 婦人に対する固定観念や婦人に対する認識及び態度によって作り上げられた平等への障害は完全に排除されなければならない。これらの障害の撤廃には、立法措置の他にメディア、非政府機関、政党綱領及び行政措置などを含む公式、非公式ルートを通じた国民全体の教育が必要である。
57. 婦人の地位の追跡調査及び向上のための適当な政府機関のないところはこれを設置すべきである。この機関が効果的であるためには、これが政府の高いレベルに設置され、適切な資源や公約及びすべての政府の政策の婦人に対する影響について助言する権限が付与されなければならない。このような機関はとりわけ婦人の権利、資格に関する情報の婦人に対する普及、各省庁や非政府機関及びその土地の婦人協会やグループとの協力を通じ、婦人の地位向上のために重要な役割を演じることができる。
58. 婦人の状況に関する時宜を得た信頼できる統計は固定観念の撤廃や完全平等への運動に重要な役割を有している。政府は統計の収集を支援し、固定観念や不平等の確認、不平等法や慣習が有する有害な結果に関する具体的な証拠の提供及び不平等撤廃の進捗状況の把握といった定期的評価を行わなければならない。
59. 家族全員による家庭責任の分担及び社会の主流における婦人の非公式かつ目に見えない貢献に対する平等な認識が、差別の原因となってきた婦人の第

二次的地位の撤廃のための補足的戦略として展開されるべきである。

C 基本的戦略実施のための国内レベルにおける措置

憲法上及び法制上の措置

60. 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約をまだ署名、批准あるいは加入していない政府は、そのために必要な手段を講じなければならない。政府は、関係国内法令の見直し、及び条約や各政府が当事者となっているその他の婦人の役割、地位及び物的環境に関連した国際文書の条項を守るための勧告の作成を担当する適切な機関の設立の可能性を検討するべきである。
61. 適切な制度的手続をまだ設けていない政府は、これを設定し、これにより改正法や行政措置の適用が村落のレベルから効果的に実施でき、十分にモニターできるようにし、婦人一人一人が、障害や出費を伴うことなく、差別待遇の軽減を追求できるようにする必要がある。集団としての婦人に関する立法措置も、また、制度上あるいは事実上の婦人に対する差別を正せるよう効果的に実施され、モニターされる必要がある。このためには、積極的な行動政策を展開する必要がある。
62. 農地改革のための措置は、農業労働力のうち婦人がきわだって多い国であっても、必ずしも婦人の権利を保障するものにはなっていない。このような改革は土地その他の生産手段の見地から婦人の憲法上及び法制上の権利を保障し、婦人がその労働の成果や収入、及び農業投資、調査、訓練、信用その他の基礎的な便宜からの利益を管理することを保障する必要がある。
63. 官民双方の国内調査機関は、法と婦人の役割、地位、物的環境との関係に係わる問題を調査すべきである。これらの調査は、法律に関する一般的知識と認識を高めるため関係教育機関の課程に組み込まれる必要がある。
64. 過去10年間、男女間の不平等を測定するための統計的概念や手法の開発に大きな進歩がみられた。各国の定期的な統計プログラムの中でこれらの概念や方法を実施し、政策立案過程においてその統計を効果的に利用するため、

統計及び婦人問題に関係した国内機関の能力を高める必要がある。婦人に関する統計の製作者及び利用者に対する訓練がこの過程で主要な役割を演じなければならない。

65. 慣習法が婦人の権利に対して差別的あるいは保護的であるという例や、慣習法と制定法の共通問題による新しい立法措置の実施の進捗状況の障害の程度を確定するための徹底的な調査を実施する必要がある。生活のあらゆる面における二重の基準に特別の注意を払い、その撤廃を図る必要がある。
66. 追跡調査機関としてのみならず、調査関係活動、法改正及び新立法措置を決定する目的で、すべての法律を見直すための政府及び非政府機関を代表する同数の男女が参加した法改正委員会を設置する必要がある。
67. 雇用関係法令は、伝統的で正規の労働力としてばかりでなく、それ以外の部門にいる婦人に対し、特に季節労働者、サービス労働者に関して、最低の賃金水準、保険給付、安全な労働条件、団結権などを付与することによって平等を保障し、利益を提供するものでなければならない。同様の保障や利益を受ける機会が食品生産や加工、水産業、貿易を通じた食品流通などにかかわる諸活動で重要な経済的貢献をしている婦人にも与えられなければならない。すべての非公式な目に見えない経済活動が、人的資源の開発にもたらす重要な貢献を正當に認めるよう努力し、これらの利益を家族経営の企業に従事している婦人、及び、可能であれば、その他の自営婦人にも及ぼすべきである。
68. 存在する差別的慣行や婦人の方が劣っているとの考え方を除去するため、民法、特に家族法に関係した法を改正すべきである。既婚婦人に平等の権利と義務を与えるため、彼女らの法的能力を見直すべきである。
69. *労働の全分野における婦人の男性と同等のパートナーとしての参加、即ち、雇用の全ポストに対する平等な機会、同一価値労働同一賃金、教育と職

* 米国は、特に、「同一価値労働に対する同一賃金」という概念には同意しておらず「同一労働に対する同一賃金」の原則を支持しているとして第69、72、137項につき立場を留保した。

業訓練への平等の機会を確保し、働く婦人の保護についての法制と、婦人の労働をし、また全ての政治的、経済的、社会的問題について非常に生産的なプロデューサー、管理者たりたいというニーズを調整し、家事を男女にとり容易にする社会サービスの部局を発展するような社会経済開発が奨励されなければならない。

70. 婦人の労働条件に関する法令の実施のための措置が講じられなければならない。

71. 男女に労働する権利、失業給付を受ける権利を確保し、特に制裁を課すことを通じ、妊娠あるいは母性休暇を理由とした解雇や婚姻を理由とした解雇における差別を禁止する立法措置その他の措置が、採用、実施されるべきである。家庭の都合でいったん労働市場を離れた婦人の復帰を容易にし、母性休暇後、婦人が仕事へ復帰する権利を保障するための立法及びその他の措置を採用、実施する必要がある。

72. 政府は、婦人労働者に法及びその他の救済措置に基づく権利を知らせるプログラムを設けるための特別な措置を引き続き講じる必要がある。結社の自由の重要性及び団結権の保護が強調される必要がある。これは特に雇用における婦人の地位に関係している。平等な雇用機会の利用、同一価値労働同一賃金、同一労働条件、雇用の保障、母性の保護についての婦人の権利に関する国際労働機関の関連条約を批准し、国内法令においてこれらの条約及び関連の勧告を実施する特別の措置が講じられるべきである。

73. 婚姻の合意は相互の理解、尊敬及び選択の自由に基づいたものでなければならない。家事労働の価値が財政的貢献と等価であるとみなされるよう両当事者の平等の参加と評価に特に注意を払う必要がある。

74. すべての婦人、特に既婚婦人が独自に財産を所有し、管理し、売却し、購入する権利が、法の下での平等と自由の一つの側面として保障されるべきである。離婚の権利は同一条件の下で両当事者に平等に与えられ、子の監護は、子の扶養、養育及び社会化における両親からの教育の重要性を十分に認識した上で差別のないように決定される必要がある。婦人は子を監護する権利

あるいはその他の利益や自由の権利を単に離婚を首唱したという理由によって剝奪されてはならない。各国の宗教的、文化的伝統を損うことなく、かつ実情を考慮し、未婚の母や子供に対する差別を撤廃するための法、その他の適切な規定が制定されるべきである。

75. 裁判官やすべての司法関係者に国際的に合意された文書、憲法及び法律に定められた権利の婦人による達成の重要性を十分に認識させるための適切な活動が必要である。この目的のため、婦人の雇用及び教育への特別な注意を払い、適当な形態の職場内訓練及び再訓練を計画、実施することが必要である。

76. 犯罪に関する研修においては、婦人の身体に暴行を加え、深刻な肉体的、心理的障害を生ぜしめる犯罪を含む暴力犯罪につき、婦人がその被害者となった場合における婦人の特別の状況に特に留意する必要がある。性犯罪により婦人が転落することをなくすための立法と、法の実施はすべての国において行われるべきである。取締当局及びその他の当局に対し、そのような犯罪の被害者を慎重に取扱う必要性についての指導が行われる必要がある。

社会参加における平等

77. すべての政府は、非政府機関、婦人の圧力団体が存在する所ではこれらの団体、調査機関、メディア、教育機関、伝統的な通信機関と協力して、あらゆる差別的な概念、態度及び慣習を2000年までに撤廃するための総括的で長期的な公共キャンペーンを実施する必要がある。対象となるグループには政策立案者、意志決定者、法律顧問、官僚、労働者及び経営幹部、実業家、専門家、一般大衆を含むべきである。

78. 2000年までに、すべての政府は社会のあらゆる分野における婦人の完全かつ平等な参加に対するすべての障害を撤廃するため、総括的で一貫した適切な国内婦人政策をとることが必要である。

79. 政府は、婦人に男性と対等で差別なしに、小地域、地域及び国際会議への代表団の全てのレベルで政府を代表する機会を与えるための適切な措置を講

じなければならない。外交官及び平和と開発に関する活動に関連した分野におけるポストを含む国連システム内の意志決定ポストに、より多くの婦人を任命すべきである。教育施設やデイ・ケアなど、外交官やその他の在外勤務公務員、国連職員の家族のための支援的サービスや可能な場合はいつでも勤務地における配偶者の雇用を強力に推進する必要がある。

80. 将来の親として青年や子供を教育し、社会のあらゆるレベルにおける婦人に対する態度の変化、特に男女間の役割の分担の柔軟性を高める必要性に関し、その推進者及びモニターとして、行動させるようにしむければならない。

81. 教育や訓練における差別的慣習を確認し、これら二つのレベルにおける質を確保するため研究活動を推進すべきである。優先研究領域の一つは人的資源の開発における性差別の影響についてでなければならない。

82. 政府及び民間機関は、全ての学校、単科大学及び総合大学のカリキュラムに女性史や婦人の社会における役割に関する講座、演習を含め、総合カリキュラムに婦人問題を組み込むと共に、女性学の分野の研究所をその固有の研究活動や協力を推進することによって強化しなければならない。

83. 男女の平等を明確に表わすための新しい教育方法、特に視聴覚技術を奨励する必要がある。教育・訓練のプログラム、カリキュラム、水準は男女ともに同じでなければならない。教科書やその他の教材は、婦人のプラスの、ダイナミックな、参加者としてのイメージを反映し、家庭責任のあらゆる側面に積極的に参加している男性を紹介するよう常に検討され、最新のものとされ、また必要があれば、再企画、書き直しが行われる必要である。

84. 政府は職業上の障害やタブーの撤廃を図るため、あらゆる職業、特にこれまで男性の領分とみなされていた分野への婦人の完全な参加を奨励することが要請されている。雇用平等プログラムを発展させ、婦人をすべての経済活動に男性と対等に組み込むようにする必要がある。男女間の事実上の平等を促進するため、何世紀に及ぶ婦人に対する差別によってもたらされてきた不均衡の軽減を図る特別な措置を推進する必要がある。これらの措置は差別と

解されてはならず、また不平等あるいは別個の基準の維持を伴うべきではなく、機会及び待遇の平等の目標が達成されたときに廃止されなければならない。政府は、公共企業体が機会均等を適用した雇用主の一例となるようにすべきである。

85. マスメディアにおける婦人の描写の本質的かつ継続的な改善のため高い優先度がおかれる必要がある。知的活動、及びその他の活動における婦人の役割及び地位のプラスの側面及び男女の平等の関係を描写する態度を発展させ、資料を作成するようあらゆる努力をすべきである。ポルノ、その他の婦人についてのわいせつな描写及び性の対象物としての婦人の描写を規制する手段も講じる必要がある。これに関し、婦人が広告を含むマスコミに関する委員会や審査機関に参加すると共にこれらの機関の決定の実施に効果的に参加できるようにあらゆる措置を講じる必要がある。

政治的参加及び意志決定における平等

86. 政府及び政党は、国及び地方のすべての立法機関への婦人の平等な参加を奨励し、保障する努力、及びこれらの団体の行政、立法、司法部門の上位ポストへの婦人の任命、選任及び昇進について平等を達成する努力を強化する必要がある。地方レベルにおいては、政治的参加における婦人の平等を確保する戦略は実質的なものでなければならない、また地方の婦人に関する問題と密接な関係を持ち、提案された措置の地方のニーズや価値への適合性を考慮したものでなければならない。
87. 政府及びその他の雇用主は、全ての人権の発展と実現における重要な要因である種々の形態の一般市民の参加において管理部門へ婦人をより広範にまた平等に参加させ、かつ統合させるように特に注意を払う必要がある。
88. 政府は、立法及び行政的措置により、国、州、地方レベルの意志決定過程への婦人の参加を確保する必要がある。政府の各部門が、それぞれの内部に、できれば婦人を責任者とした特別な室を設け、婦人を平等に代表させるための過程を定期的にモニターし、促進させることが望ましい。婦人が平等

に代表することが達成されるまで、ポストを公表したり、上方への流動性を引き上げる等により、特に意志決定及び政策決定者の地位への婦人の採用、任命、昇進を増加させるための特別な活動を実施すべきである。公務における婦人の人数や仕事における責任のレベルについて定期的に報告書をまとめる必要がある。

89. 公務、特に在外勤務につく夫婦の数の増加に関し、政府は家庭責任と職業上の責務の両立を図るため、その特別なニーズ、特に夫婦の同一勤務地への転勤の希望を配慮することが要請されている。

90. 婦人の政治的権利に対する認識を、公式、非公式の教育、政治教育、非政府機関、労働組合、メディア、企業組織を含む多くのルートを通じて推進する必要がある。婦人は激励され、動機を与えられる必要があり、あらゆるレベルにおいて男性と対等に投票し、選挙され、政治過程に参加する権利を行使するため男女は互いに助け合う必要がる。

91. 政党及び労働組合のようなその他の団体はその内部で婦人の参加を増加させ、改善する努力をしなければならない。また、婦人が候補者の選出を通じ選挙され、任命される権利につき憲法上及び法律上の保障を活性化する措置が講じられなければならない。組織の政治的機関へ平等に参加する機会、実用的政策の技術と戦術における技能及び効果的指導力を開発するための資源及び手段を平等に利用する機会が婦人に与えられるべきである。指導的地位の婦人もまたこの分野において援助を行う責任を有している。

92. 個々の婦人及び最も弱く、恵まれない、あるいは最も抑圧されたグループの婦人を含むすべての種類の婦人の利益団体の代表者が国及び地方の政策問題及び活動の立案、追跡調査、見直し及び評価のあらゆる局面に積極的に参加できるような制度的な取り決めや手順をまだ確立していない政府はこれを行うべきである。

Ⅱ 発 展

A 障 害

93. 国連婦人の十年は、加盟国が婦人を社会に効果的に統合し、現在の問題の解決策を策定し、実行するにあたって直面した障害の確認と克服を促進した。主として生理学的、社会的、文化的根拠によって正統化された婦人の定型化された再生産的、生産的役割の続行によりある程度の進歩が達成されている場合でも、一般的、及び部門的領域における発展の中で婦人は従属的立場に置かれている。
94. *開発途上国が主権を行使することを妨げ、開発途上国からのあらゆる利益の獲得を狙ってこれら諸国に圧力を加えることに向けられ、さらに対話と交渉の可能性を左右する経済的、政治的、その他の性格の強制措置が一部の先進国によって推進、採用されている。国連憲章の原則に反し多数国間及び二国間の約束に反する貿易制限、封鎖、禁輸その他の経済的制裁を含む措置が開発途上国の経済的、政治的、社会的発展に悪影響を及ぼし、従って、社会的、経済的、政治的発展の目標と直接かかわっている開発における婦人の統合に直接影響を及ぼしている。
95. **開発過程への婦人の効果的な統合の主な障害の一つは国際情勢の悪化であり、そのために軍拡競争が続き、今や宇宙にまで広がる可能性もある。その結果、開発に必要な莫大な物的、人的資源が浪費されている。国連が婦人の地位向上の分野において設定した目標の実現に対するその他の主要な障害として帝国主義、植民地主義、新植民地主義、拡張主義、アパルトヘイト及びその他のすべての形態の人種主義及び人種差別、搾取、力による政策、あらゆる形態の外国による占領支配及び覇権の顯示、先進国と開発途上国間の経済的発展水準のギャップの拡大などがある。

* 米国は、先進国による開発途上国に対する経済措置に関する表現は受け入れられないとして、第94項に関する投票において棄権した。

** 米国は、これらの障害が婦人の向上の主要障害として分類され、列挙されていることに同意しないとして、第95項について立場を留保した。

96. 「国連婦人の十年」の目標を実行しようとする多くの国の努力は、特に多くの開発途上国に深刻な影響をもたらした一連の重大な経済危機によって損なわれた。それはこれらの諸国が一般的に外的経済要因の影響に弱く、経済危機に対する調整の主要な負担が開発途上国にかかり、これらの多くの国を経済的破綻に追い込んだからである。

97. 世界各地、特にアフリカにおける経済危機の破壊的な結果による社会情勢の悪化は、開発への婦人の効果的かつ平等な統合の過程に大きなマイナスの影響を与えた。このような不幸な社会情勢は、社会、経済分野における関連国連条約、宣言、決議及び第3次国連開発の十年のための国際開発戦略において採択され、再確認されている目標と総合的な開発目標の実行の欠如を反映している。

98. *社会の進歩と発展に関する宣言（国連総会決議 2542（XXIV））、諸国家の経済権利義務憲章（国連総会決議3281（XXX））、新国際経済秩序の樹立に関する宣言（国連総会決議3201（S—VI））及び同行動計画（国連総会決議3202（S—VI））、第三次国連開発十年のための国際開発戦略（国連総会決議 35/56、付属）のような、公正かつ民主的基盤にたつて国際的経済関係の再建を目指して国連が採択した基本文書の実現に対する障害を排除する政治的意志を一部の先進国が欠いていることが、特に開発途上国において、発展の観点から見て婦人の地位が不利で不平等なままにされている主な理由の中に数えられなければならない。

99. 「十年」の後半には開発途上国において全体的な経済状態が悪化した。開発途上国の財政的、経済的、社会的危機は人口の大部分、特に婦人の状況を悪化させた。特に、経済活動の低下はすでに不均衡であった所得の配分や高い失業率に悪影響を与えており、この影響は男性より婦人に対する方がより大きい。

100. **開発途上国の輸出品に対するあらゆる形態の保護貿易主義、交易条件の

* 米国はこの項につき投票を要求し、反対票を投じた。

悪化、高金利を含む通貨の不安定及び政府開発援助資金の不十分な流れが、開発途上国の開発問題を悪化させ、その結果、開発過程への婦人の統合を妨げている困難を複雑化している。

開発途上国が直面している主な障害の一つは経済危機を如実に物語っており、これらの諸国にとって深刻な政治的、経済的、社会的な結果をもたらしている官民レベルの莫大な対外債務である。対外債務の総額は、開発途上国がそのすでに乏しくなっている輸出収入の相当額を債務の返済に投入することを余儀なくし、国民の生活や発展の可能性、特に婦人に影響を与えている。多くの開発途上国においては、対外債務の支払いや返済の条件がこれらの諸国に非常な困難をもたらし、伝統的に課されてきた調整政策が不適切で、不均衡な社会コストにつながっているという確信が高まりつつある。

現在の国際経済情勢が後発開発途上国に与えるマイナス効果は特に深刻で、開発への婦人を統合していく過程に、深刻な問題をもたらしている。

国際経済協力の減少、特に政府開発援助の流れが不十分であることと先進国における保護貿易主義の高まりのため、低所得国の成長見通しが大幅に悪化し「国連婦人の十年」の目標を達成する低所得国の能力が制限されている。

この状況は干ばつ、飢饉、砂漠化に苦しむ開発途上国においてはより一層深刻である。

101. 多くの国において伝統的に婦人が担ってきた任務を男性や公共サービスに移行する努力が大いになされたにもかかわらず、伝統的な態度が依然として残り、事実、婦人の負担を増大する役割をはたしている。男女の役割、規範を変革していくにあたっての複雑さや多面性及びこのような変革のための特定の構造上や組織上の要件を決定するにあたっての困難は、男女の役割を変え、社会における婦人のイメージについての適切な展望を発展させる措置の策定を阻害している。このように、少数の婦人が利益を得たとはいえ、大多数の婦人にとって、労働力や社会における従属状態が続き、婦人がしばしば

**米国は、第 100 項の根底にある哲学が債務国及び開発途上国の経済情勢に関連しているため、これを受け入れないとして、同項についての立場を留保した。

働いている搾取的条件がより明白になっている。

102. 開発における婦人の効果的な参加は、また、困難な国際経済情勢、債務危機、貧困、雑続的な人口増加、離婚率の上昇、移住の増加、婦人世帯主家庭の増加によって阻害されてきた。しかし、婦人のための雇用の実質的拡大も、婦人が生産のかかなりの割合を占めるという認識も、婦人の育児及び家事の負担を軽減するための社会的調整を伴っていない。景気後退は、特に育児及び家事の社会的、経済的コストの社会による分担の拡大を可能にするサービスへの投資の減少をもたらした。

103. 開発と婦人の向上との複雑かつ多面的な関係に対する認識不足、理解不足は、政策、計画、プロジェクトの策定を困難にし続けている。「十年」の初期には、経済成長が自動的に婦人に利益をもたらすであろうという確信が広範に存在していたが、「十年」の経験の評価によって、この極めて単純化された前提にかなりの疑問が投げかけられた。その結果、開発と婦人の向上との関係をよりよく理解し、政策、プログラム、プロジェクトのより効果的な策定を行うための情報を収集、分析、普及する必要性が高まっている。

104. 歴史を通じ、多くの社会において、婦人は類似の経験を共有してきたが、開発途上国においては、婦人問題、特に開発の過程における婦人の統合に関する問題は、先進国において婦人が直面している問題と異なり、生存の問題であることが多い。このような差違の認識不足は、特に、国内政策あるいはプログラムにおける改善の不充分さがもたらす悪影響及び現在の国際経済情勢、並びに第三次国連開発の十年のための国際開発戦略の目標と平等・発展・平和の目標との間に存在する相互関係の無視につながる。

105. 政治的な意志や決意の不足は、開発における婦人の効果的な参加を推進する行動を遅らせ続けた。政策決定及び意志決定から婦人を排除することは、婦人及び婦人団体がその大半が男性支配型である進歩及び発展の選択を自己の選択や関心として考えることを困難にした。更に、開発における婦人の問題は福祉問題と考えられてきたため、優先度が低く、貢献よりむしろ社会にとつての負担と単純に考えられてきた。このように、婦人と発展に関する目

標、プログラム及びプロジェクトの具体的な策定にはほとんど注意が払われず、発展に役立つものとなるよりむしろ発展の達成を待っているものとされている。一方、このことは開発における婦人の効果的な参加のための活動の推進に投入される制度的、技術的、物的資源を同時に薄弱なものにしている。

106. 開発における婦人の効果的な統合のための適切な国内機構が不十分であるか、又は欠如している。機構が存在する場合でも、それが効果的であるべき資源、焦点、責任及び権限を欠いていることが多い。

B 基本的戦略

107. すべての婦人の知識人、政策決定者、意志決定者、立案者、貢献者及び受益者としての開発への効果的な参加に対する障害の除去のための公約は、種々の地域、国々の婦人の特殊な問題や、これらの地域、国々の異なるカテゴリーの婦人のニーズに応じて強化されなければならない。この公約は、婦人の完全かつ効果的な参加により、開発の展望が好転し、社会が発展することを認識した上で、政策、計画及びプログラムの策定及び実施を導く必要がある。
108. 婦人の地位向上に対する主要な障害を明確にするに際しては、種々の社会経済、文化的条件が考慮されるべきである。現在の経済情勢及び世界の通貨、金融システムにおける不均衡は、その困難を克服するための是正プログラムを必要としている。これらのプログラムは、婦人の利益が不釣り合いにしか代弁されていない社会の中へ最も弱い部分に悪影響を及ぼさないものであるべきである。
109. 開発は、包括的な一つの過程として考えられ、開発の過程においてすべての国民、特に婦人の効果的な参加を確実なものとする経済的、社会的目標を追求するものとされるべきである。また、これらの抱負を達成するために必要な構造上の変革のための努力もなされるべきである。これらの問題に関連して、開発途上国における社会的、経済的発展の促進を図る努力を行い、これらの諸国の科学・技術力の開発を促進し、また国民所得の公平な分配を促進

すると共に、一方では飢餓と栄養失調を除去し、他方では婦人が自分達の発展を完全に達成できるよう、より公正な社会の建設に向けて努力するという全体的な戦略を用いて、できるだけ早く、不釣り合いに多くの婦人や子供が経験している絶対的な貧困を根絶する必要がある。

110. 開発の主要目的は、個人及び社会の福祉の永続的な向上をもたらす、すべてに利益を与えることであるがため、開発は、それ自体一つの望ましい目標であるだけでなく、男女平等、平和維持を促進する重要な手段であると認識されるべきである。

111. 婦人は開発の目標と方法を定義する過程及びそれらの実施のための戦略、措置を発展させてゆく過程に不可欠な部分でなければならない。婦人が政治的過程に完全に参加する必要性及び開発の努力を導き、かつそこから利益を得る平等な権限の一端を有する必要性が認識されるべきである。婦人の関心や嗜好を別の開発目標と戦略の評価及び選択に組み込むことのできる系統的その他の手段が認識され、支援されるべきである。これは、婦人を男性と対等に開発過程の主流に入れるために、婦人の自主性を向上させる特別な措置又は開発の努力全体に婦人を完全に統合するその他の措置が含まれるものである。

112. 国際、国内レベルにおけるマクロ経済活動や金融的、地域的及び物理的開発策が婦人に与える現実的及び潜在的な影響を調査し、婦人が悪影響をこうむらないことを保障する適切な修正が行われるべきである。まず、重点が置かれるべき分野は、雇用、健康、教育である。特に代替的な政策が経済・債務危機を扱うために策定される場合には、婦人の労働負担を更に増加するのを防ぐ必要性に留意して、人的資源の開発が先ず優先されるべきである。

113. 政府、国際及び地域機関、非政府機関は、当面の問題を十分認識し、実行可能かつ永続的な形で婦人の自立を高めるための努力を強化すべきである。経済的独立は自立にとっての必要な前提条件であるため、このような努力はとりわけ、収入を得られる活動への婦人の進出を増大させることに焦点をあてるべきである。地方の人材、専門知識、及び資源を活用した草の根的参加

や計画が重要であり、これらは支援され、奨励されるべきである。

114. すべての分野、部門における、また、地方、国、地域及び国際レベルでの婦人問題の組み込みを制度化すべきである。この目的のため、適切な機関が設置、強化されるべきであり、また法的措置が採られるべきである。部門別の政策及び計画が作成され、開発への婦人の効果的参加が、これらの計画及び主要プログラムの立案と実施に組み込まれるべきであり、ただ単に計画内での意向の表明あるいは婦人に関する小規模で、一時的なプロジェクトに限定されるべきではない。
115. 多くの開発プログラムにおいて明らかである性に関する先入観念は撤廃されるべきものであり、婦人問題の解決を妨げる偏見は除外されなければならない。特別の注意が雇用、健康、及び教育システムの再構築及び土地、資本、その他の生産的資源の対等のアクセスの保障に対して払われなければならない。婦人の信用を受ける機会を増進するための措置を含め、婦人が収入を得、それを保持することができるようにするための戦略に重点が置かれるべきである。このような戦略が、法律上、習慣上、及びその他の障害を撤廃し、既存の信用システムを利用する婦人の能力の強化に集中されなければならない。
116. 政府は、伝統的及び非伝統的な分野、部門の双方において意志決定者、政策決定者、経営者、専門家及び技術者である婦人の数を十分にふやす方法を探究すべきである。ハイレベルの管理職や専門職に婦人が平等に就任することを促進するために資源、特に教育、訓練への平等な機会が婦人に提供されるべきである。
117. 開発の一つの要素としての婦人の役割は、多くの場合、労働者の経営参加、産業の民主化、労働者の自主管理、労働組合、協同組合のような、経済的、社会的構造における意志決定や管理の種々の形式やレベルへの婦人の組み込みに結びついている。労働条件や生活条件の開発と促進に影響を及ぼすこれらの参加形式の発展及び男性と同じ基盤に基づくこれらの参加形式への婦人の組み込みはきわめて重要なことである。

118. 安定的で公平な成長のための政策、プログラム及びプロジェクトの効果的な立案を可能にするため、特定の社会文化、条件下における開発と婦人の地位の向上との関係について地方レベルで調査する必要がある。開発における婦人の効果的参加の必要性についての社会的認識を高め、社会における婦人の現実的なイメージを作り上げるためにこの調査結果を用いる必要がある。
119. 婦人の地位向上と社会、経済的及び政治的な発展との間の関連性を婦人のための資源の有効的な動員のために強調することがきわめて重要である。
120. 開発のあらゆる側面及び部門における婦人の報酬を伴う貢献、特に報酬を伴わない貢献を認識し、これらの貢献を測定し、国民勘定、経済統計、GNPに反映させる努力がなされるべきである。農業、食糧生産、再生産、及び家事労働に対する婦人の無報酬の貢献を計測するため、具体的な措置が講じられるべきである。
121. 家庭内の男女、及び社会による親としての子供に対する責任を分担するシステムを確立することを目指して具体的な行動がとられるべきである。この目的のためには、社会が家庭と共にこれらの責任を分担し、同時に、新しい、あるいは変更された男女の役割の承認、促進、及び行使を可能とする社会的態度の変化を引き起すことのできる社会的基盤の提供が優先されるべきである。家事労働、及び家族の人数、子供の年齢差に関する意志決定を含んだ親としての責任が男女の間の責任のより良い分担という観点から再検討される必要があり、従って、男女の自立性の達成と将来の人的資源の開発に資するものであるべきである。
122. 追跡調査と、評価の努力は強化され、特に婦人問題に向けられなければならない。また期間を通じてすべての分野で男性と比較した婦人の地位についての改善された統計と指標の徹底的な見直しと広範囲な開発を基礎としなければならない。
123. 適切な国内機構が創設され、開発過程における婦人の効果的参加のために利用されなければならない。この機構が効果的に活用されるためには、これが開発努力を助長し、向上させるための十分な財源、権限を付与され、委任

される必要がある。

124. 開発途上国間の技術協力（T C D C）の枠内での地域、国際協力を強化、拡充し、開発における婦人の効果的な参加を促進させるべきである。

C 基本的戦略実施のための国内レベルにおける措置

総 括

125. 十分な財源と権限を備えた適切な機構が、あらゆる部門における開発政策とプログラムの全範囲での開発に対する婦人の貢献を認識し、婦人を参加させるための戦略を組み込み、開発の利益の婦人への公平な分配を保障するためのフォーカルポイントとして、政府の最高のレベルに設置されるべきである。
126. 平等と平和という目標と不可分に関連している発展の目標を達成するため、政府は開発のすべての分野、部門に適切な機構を設置し、あるいは強化することによって婦人問題を制度的に組み込む必要がある。更に、政府は、男性の意思決定者の態度に積極的な変化をもたらすことに特別の注意を向ける必要がある。政府は、法令、行政政策の策定及び履行を確保し、婦人がすべてのレベル及び段階における、立案、履行、評価といった開発の全局面に参加する法的権利に対する社会的認識を創出するためにコミュニケーション及びインフォメーションシステムを動員するべきである。政府は婦人団体やグループの形成と発展を促進すべきであり、また適当な場合には婦人の活動に対して財政面と組織面での支援を行うべきである。
127. あらゆるレベルとあらゆる分野、部門における婦人の参加促進を図るために国内資源が利用されるべきである。政府は開発における婦人のための国内計画、部門別計画、及び特別の目標の策定、婦人問題担当機構に対する政治的、財政的、技術的な資源の供給、婦人の参加促進における部門間の調整の強化、及び特に脆弱な婦人団体のニーズに取り組む制度的機構の設立を行うべきである。
128. 政府は婦人の自立と国内開発目標の達成のため、婦人の潜在能力の完全な

活用の重要性と必要性を認識し、これを確保するために法令を制定すべきである。婦人団体、協同組合、労働組合及び専門家協会に信用及び他の財政的援助、訓練及び普及サービスを受ける手段を提供するプログラムが作成され、実施されるべきである。婦人の意見の政府の活動への組み入れを図る諮問機関が設立され、自助的共同体開発組合、互助組合及び婦人運動に専念する非政府機関のような婦人の草の根的組織との支援関係が開発の主流への婦人の組み込みを推進するために創設され、維持されるべきである。

129. 国及び地方レベルにおいて政府、政府機関、及びその他の機関の間で緊密な調整が図られるべきである。政府と非政府等機関との間の関係を含め国内機構の有効性が、協力の改善の観点より評価され、かつ強化されるべきである。積極的な経験やすぐれた事例は広く公表されるべきである。
130. 政府は性別の統計、情報を収集し、婦人の地位向上に関する決定と行動を行うための情報システムの開発、あるいは再編成を行うべきである。政府はまた、婦人の自立的、自活的、自己発展的な社会的、経済的、政治的進歩に焦点を当て、婦人の地位向上のためのメカニズムの確認を助けるために、地方の調査活動や専門家を支援すべきである。
131. 開発における婦人の平等な参加を促進するための制度的、行政的措置及び実施システム、計画、プログラム、及びプロジェクトの効果についてモニターし、評価するための政府機関が設立される必要がある。

特別な行動分野

雇 用

132. あらゆる形態の雇用において婦人の地位を向上させるための特別な措置は、完全な、生産的な、かつ自由に選択できる雇用を促進するための経済・社会政策と整合性を保つべきである。
133. 婦人が、経済のあらゆる分野において、管理的な地位を含め、技術、及び責任をより多く必要とする仕事に就くことができるようにするために、社会的認識、政治的支援及び制度的、財政的資源を動員するための手段を提供す

るような政策がとられるべきである。これらの措置は、特に、婦人の多くが働いている労働力の中レベル及び低レベルにおける、婦人の労働移動の推進を含むべきである。

134. 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約及び婦人労働者の条件の向上に関する他の国際文書を、まだ批准、実施していない政府は、これらを批准、実施すべきである。

135. すべての職業における平等を確保するため、また、パートタイム労働の搾取的な傾向及びパートタイム、臨時、季節労働の女子化の傾向を排除するために、法令及び労働組合の活動に基づいた措置をとるべきである。

136. 育児・家事責任の男女による分担を奨励するための措置として、すべての者に適用される弾力的な労働時間を、これが雇用労働者の利益に反しないことを条件として、強く勧告する。労働市場からしばらく離れていた婦人に対して、訓練及び手当を伴う再就業プログラムが実施されるべきである。夫婦の合算所得に対する納税義務が、婦人の就業を抑制することのないよう、税構造を改正すべきである。

137. あらゆる形態の雇用差別、特に同一価値労働に従事する男女間の賃金格差の撤廃、なかんずく立法措置による撤廃を関係者に対し強く勧告する。男女間になお存在する賃金の差を解消するために、追加的なプログラムを実施すべきである。男女の法定労働条件の違いは、それらが婦人に対して不利である場合には、解消されるべきであり、親に与えられる特典は、男女双方に対して付与されるべきである。男女の就業分野の偏りの是正を促進すべきである。

138. 使用者及び婦人労働者の双方に対する奨励制度を企画、実施、及び、情報の広範な普及により、農村及び都市の両地域において、伝統的な、非伝統的な及び生産性の高い領域・分野での婦人の雇用機会を多様化し、また、新たに創出するため、公共部門と民間部門が、一致して努力すべきである。すべての領域における性による定型化が避けられるべきであり、また、婦人の職業の展望が高められるべきである。

139. 公共部門、民間部門ともに、すべての公式及び非公式な領域において、婦人の労働条件を改善すべきである。労働安全衛生及び雇用保障は強化されるべきであり、業務関連の健康障害に対する保護措置は、男女に対して効果的に実施されるべきである。職場における性的いやがらせ及び家事サービス等の特定の職業における性的搾取を防止するため、適切な措置が講じられるべきである。政府は、救済のための適切な措置を講ずべきであり、またこれらの権利を保障するための法的措置を強化すべきである。さらに、政府及び民間部門は、有害な労働条件を明らかにし、それを是正するためのメカニズムを設けるべきである。
140. 生産における婦人の効果的な参加を促進するための必要条件として、社会保障・保健制度及び母性保護制度を、ILO母性保護条約及び母性保護勧告その他の関連ILO諸条約及び諸勧告において規定されている原則と一致するよう発展させ、強化することに対し、国内計画において緊急な配慮が与えられるべきであり、また、すべての労使は、婦人労働者の権利及び補償を促進すること及び適切なインフラストラクチャーなどを確保することに努めるべきである。出産に続く親休暇は、男女双方が利用できるようにすべきであり、男女によって分かち合うことが望ましい。働く両親のための、利用可能な保育施設が提供されるべきである。
141. 政府及び非政府機関は、老婦人の福祉に直接の影響を与える領域における老婦人の貢献と、彼女らの参加の重要性を認識すべきである。すべての分野において若い女性の教育訓練に対して緊急に注意を払うべきである。生産的雇用に入るための資格に欠けたり、準備のできていない、都市及び農村の双方の部門における若い女性のために、技術訓練を含む特別再訓練プログラムを開発すべきである。雇用及び職業における差別に関するILO第111号条約（1958年）及び雇用政策に関するILO第122号条約（1964年）の要請に沿って、職場における若い女性の搾取的取扱いを撤廃するための措置をとるべきである。
142. 国内計画、プログラム及びプロジェクトにおいて、貧困及び失業の解決の

ためにこれまでの倍の取り組みをすべきである。婦人が均等で経済的機会を得られるよう、政府は、婦人に対する差別を撤廃するための各部門プログラムの企画、実施及び評価のすべての局面への婦人の組み込み、必要な援助サービスの提供、並びに、収入を生む活動の強調に努めるべきである。国内計画メカニズムにより多くの婦人が雇用されるべきである。非公式部門は、都市及び農村の恵まれない多数の婦人にとっての主たる雇用の場であるので、これに特別な注意が払われるべきである。この領域において、協同組合運動は不可欠な役割を果たすことができる。

143. 男女は経済情勢にかかわらず、均等な労働権及び同じ基盤に立って、同一の条件で個人収入を得る権利を有することが認識され、適用されるべきである。経済発展を促進し、雇用を拡大するための措置において、婦人は、各国の保護法制に従って、特に労働市場において機会を与えられるべきである。
144. 多くの国において高水準の失業が続いていることから、政府は、この問題に取り組む努力を強化し、婦人により多くの就業機会を与えるよう努めるべきである。多くの場合、婦人が失業全体の中で不均等に多い割合を占め、婦人の失業率が男子よりも高く、婦人の転職の見込みが、有する資格が低いこと及び地理的移動やその他の障害により非常に限られていることを前提とした場合、婦人に影響を及ぼす失業について、より多くの注意が払われるべきである。衰退産業・職業において、婦人のために、失業の影響を軽減するための措置がとられるべきである。特に、転職を容易にするために、訓練の措置を設けなければならない。
145. 失業を減少させるため、又は職を創出するための一般的な政策は、男女双方に利益をもたらすものであるが、本質的に、これらは、しばしば婦人に対するよりも男性に対して、より大きな援助となっている。このため、職を創出するための国内政策から婦人が男性と均等に利益を受けることができるよう、特別な措置を講ずる必要がある。
146. 若年失業が高い水準にある場合、これは、深刻な問題であるので、この問題に対する政策は、若い女性の失業率が、しばしば、若い男性よりも非常に

高いことを考慮すべきである。さらに、若年失業を緩和するための措置が、例えば、最低賃金を引き下げることなど、他の年齢層の婦人の雇用に、悪影響を及ぼすべきではない。婦人が、夫が就業している場合には、雇用機会や利益に対する障害に直面するということがあってはならない。

147. 不安定な臨時労働又は規制されていないパートタイム労働に従事している婦人のような縁辺労働市場の婦人に対し、また、増加傾向にある非公式経済で働く多くの婦人に対し、政府は特別な注意を払うべきである。

健康

148. 家庭内外双方における健康管理の中心としての婦人の重要な役割を認識し、受胎能力と母子の死亡率、最も弱い立場にある集団のニーズ、及び局所的に流行する風土病や伝染病の抑制の必要に留意した保健を提供する基本的施設の創設、強化を考慮する必要がある。このような問題に対して対策をとっていない政府は、世界保健機関、国連児童基金、国連人口活動基金と協力して、婦人の健康に対する危険を明らかにし、減少させ、かつ、婦人の社会における生産的役割や子供を生み育てる責任を考慮しつつ、婦人の生涯を通じて健康を増進するため、婦人の健康と開発に関する活動計画を立案する必要がある。家庭や社会のための保健の供給者及び仲介人であり、かつ、適切な健康管理に関して広い知識を持つ消費者として、多数の役割を持っている婦人の保健の知識が重要であることに鑑み、「2000年までに全ての人々に健康を」の実施における婦人の参加が認識されるべきである。
149. 保健機関の高度な専門的、管理的職務への婦人の参加を適切な法令によって増大すべきであり、より高度な医学訓練や衛生関連分野における訓練への婦人の参加を増大させるための訓練及び支援活動が行われるべきである。「2000年までに全ての人々に健康を」という世界保健機関の目標達成や婦人の健康上のニーズへの敏感な反応を確保するために共同体を効果的に組み込むには、婦人が国及び地方レベルの評議会や委員会の代表となるべきである。婦人の保健衛生職員の雇用労働条件をすべてのレベルにおいて拡大し、改善

すべきである。婦人の伝統的な治療者や出産時の付き添い人も、国内保健計画の中により完全で積極的に組み込まれるべきである。

150. 保健教育は、婦人及び少女の健康に対し不利で差別的な態度、評価、行動を変革させるものである必要がある。婦人の健康上のニーズについての適切な理解が得られるよう、保健職員の態度、知識、構成を改善する手段を講じるべきである。家庭及び健康管理についての男女の責任分担を促進すべきである。婦人は自らの保健教育のニーズの作成、立案に参加すべきである。保健教育は健康管理制度のみならず、すべての適切なルート、特に教育制度を通じてすべての家庭が受けられるものでなければならない。このため、政府は婦人向けの情報が婦人の健康の優先度と関連し、かつ、それが適切に提供されることを確保すべきである。
151. 連合的な対策及び母乳代替品の企業活動に関する国際規約に沿った通商上の圧力にとらわれない支援的保健のインフラストラクチャを通じ、促進的、予防的、治療的な保健対策が強化されるべきである。水や衛生施設を婦人が直接利用できるようにするため、政府は、水及び衛生関係プロジェクトの立案及び実施において婦人の意見を聴取し、これに参加させ、飲料水供給システムの維持に関する訓練を婦人に受けさせ、水及び衛生関係プロジェクトで使用される技術に関し、婦人の意見を聴取することを確保すべきである。この点に関し、国際飲料水供給と衛生の十年や他の公的な保健プログラムによる活動から出された勧告が考慮されるべきである。
152. 政府は、世界保健機関の予防接種計画に基いて、子供と妊婦を風土病・伝染病などの種々の病気から守るための予防接種対策を講じると共に、少年少女の間の適用範囲の差異を排除する必要がある（世界保健機関報告 E B 75/22）。風疹が流行している地域では、思春期前の少女への予防接種が望ましい。政府は、ワクチンの質の維持のために適切な措置をとるべきである。政府はワクチンの質を確保すべきである。政府は、また、慢性の病気、伝染病を抑制する計画における婦人の完全かつ知識に基づいた参加を確保すべきである。

153. 国際社会は、危険でききめのない薬品の取り引き、販売、流通を根絶する努力、及びその悪影響に関する情報を普及する努力を強化すべきである。これらの努力は正しい薬品の処方或使用を促進する教育計画をも含むべきである。また、婦人や子供の健康を害する習慣を排除する努力も強化されるべきである。すべての婦人が自らの特定のニーズに合わせ、1978年に適用された世界保健機関の必須薬品リストで推薦された薬品を使用できるように努力がなされるべきである。それらの薬品の適切な使用についての情報がすべての婦人に広められることが肝要である。政府は、薬品の輸出入に際し、世界保健機関の国際流通医薬品の品質証明書を使用すべきである。
154. 婦人は自ら及びその子とともに適切な栄養を摂取するための収入を取得し管理する手段を得る必要がある。政府もまた、婦人の特別な栄養上のニーズに対する認識を深める活動を促進し、妊娠の後期3ヶ月と授乳期における充分な休養の確保のための援助を提供し、全ての年齢層の婦人、特に若い女性にみられる貧血などの栄養上の疾患を減少させるための関与を促進し、またその地方で生産される離乳食の開発と利用を推進すべきである。
155. 適正な保健施設が容易に利用され受け入れられるように、企画され、設計され、建設され及び整備される必要がある。サービスは、婦人の労働の時間的調節や形態及び婦人のニーズや将来展望と調和するものでなくてはならない。家族計画サービスを含む母子保健施設が、すべての婦人にとって容易に利用できるものである必要がある。政府はまた、婦人がゆとりある臨床的予防的及びリハビリテーション的治療を男性と同様に受けることを保障すべきである。可能な場合はいつでも婦人にとって一般的な病気やガンの一般検査及び治療を行う措置が講じられるべきである。多くの開発途上国における母親の死亡率が異常な程高いことに鑑み、母親の死亡率を今後2000年までに最低レベルまで減らすことが政府及び専門家組織を含む非政府機関にとっての主要目標となるべきである。
156. 婦人が自らの出産の形態をコントロールできるということが、他の権利の享受のための重要な基礎となっている。世界人口行動計画で認められ、1984

年の国際人口会議で再確認されたように、すべての夫婦及び個人は、子供の数及び出産間隔を自由に決める基本的人権を有しており、プライマリー・ヘルス・ケアの母子の健康、家族計画要素が強化され、家族計画に関する情報が作成されサービスが提供されるべきである。これらのサービスの利用は、政府によって、その人口政策に係わりなく奨励されるべきであり、その成功のために、婦人団体の参加の下に、これが実行されなくてはならない。

157. 政府は、緊急の課題として、男女が子供の数を決める上で役に立つ情報教育及び手段の提供を実施する必要がある。自主的で自由な選択の確保のため、家族計画情報や教育及び手段には、すべての医学的に認められた適切な家族計画方法が含まれるべきである。親としての責任についての教育及び家庭生活の教育が広く受けられるようにすべきで、男女双方に向けられるべきである。非政府機関、特に婦人団体は、このレベルにおいて国民を動機づける最も効果的な媒体になり得ることに鑑み、このようなプログラムに組み込まれるべきである。

158. 政府は、既婚・未婚にかかわらず、青年女子の妊娠が、母子双方の疾病率及び死亡率に悪影響を及ぼすことを認識し、出産開始時期の延期を奨励する政策を押し進めることが要請されている。婚姻年齢が極めて低い国においては、政府はこの年齢を引き上げる努力をすべきである。男女共に青年が適切な情報と教育を受けることを確保することに注意が払われるべきである。

159. すべての政府は、受胎調整手段や薬品が適正規準の質、有効性及び安全性を満たすことを確保すべきである。このことは、また、これらの方法を普及し管理する責任を持つ機関に適用されるべきである。婦人が避妊に関する情報を利用できるようにすべきである。奨励あるいは抑制プログラムは強制的であったり差別的であってはならず、国際的に認められた人権や変化する個人的、文化的価値と一致したものでなければならない。

160. 政府は伝統的な医学を含んだプライマリ・ヘルス・ケアへの地方の婦人団体の参加を奨励し、婦人、特に、恵まれない婦人が自己健康管理に責任を持ち、地域社会、特に農村地域における医療を促進するにあたって、彼女らを

支援する方法を考案する必要がある。治療よりも予防により重点が置かれるべきである。

161. 世界保健機関が開発した、あるいは開発しつつある婦人の健康をモニターするための正確な性別の指標が、特に、病気が現実には精神状態に影響し、あるいは社会的、文化的なものである場合に、めぐまれない健康状態の治療や婦人の高い発病率を低下させるための措置を開発し、維持するために、政府及び他の関連機関によって適用及び利用されるべきである。このような追跡調査を行うためのフォーカルポイントをまだ設置していない政府はこれを行うべきである。
162. 公共部門及び民間部門において、職業上の保健と安全を強化する必要がある。職業上の健康に対する危険についての関心が男性と同様、婦人労働者にも向けられ、かつ、他の事項の中で受胎能力や胎児に対する危険に焦点をあてたものである必要がある。妊娠中や授乳期の婦人の健康、新技術の健康に対する影響及び家庭責任と職業上の責任との調和に努力が等しく向けられるべきである。

教 育

163. 教育は、婦人の地位の充分な向上のための基本である。それは婦人が社会の完全な一員としての役割を果たすために与えられた基本的手段である。政府は、国内の教育政策のすべてのレベル及び計画、プログラム及びプロジェクトの策定や実施への婦人の参加を強化する必要がある。開発途上国の現実には婦人の教育を適合させ、これを改正するための特別な措置が採用されるべきである。国連教育科学文化機関（ユネスコ）の教育における差別に関する条約（1960年）に特別な注意を払い、従来の及び新しいサービスが知識人、政策決定者、意志決定者、立案者、貢献者、及び受益者としての婦人に向けられるべきである。科学技術、職業教育への平等の機会を特に若い女性向けにふやし、都市や農村の最も貧しい婦人の進歩を評価するための特別な措置をとり入れるべきである。

164. 政府及びユネスコをはじめとする国際機関は、国際社会の支援により、2000年までに高率の文盲を根絶するための特別措置を講じる必要がある。政府はそのために目標を設定し、適切な対策を講じなくてはならない。文盲の根絶はすべての人にとって重要であるが、一般的に男性に比べ、女性の文盲率を高くしている特別な障害を克服する優先的プログラムが求められている。女性の文盲を根絶し、文盲の根絶のための特別な資料を作成するため、保健、栄養学及び実行的な経済的技能と機会に特に重点を置き、実用的な識字能力を促進する努力が必要である。まずは、都市及び農村の低所得者の法律上の識字プログラムに着手し、これを強化する必要がある。婦人の教育水準の向上は、子供の生存及び子供の間隔と緊密な関連があるため、社会福祉一般にとって重要なことである。
165. 教育の場における少女の欠席率や中途退学の率の高さの原因が注目されるべきである。特にすべてのレベルの教育を受け、その教育を職業または経歴に生かす平等の機会を女性に確保する適切な誘因を創造するための措置が開発、強化、実施されるべきである。このような措置はコミュニケーション及び情報システムの強化、適切な法の実施及び教育職員の再教育を含むべきである。さらに、政府は、家庭責任、経済的困難及び若年妊娠のために教育を完了しなかった、または中断を余儀なくされた婦人のための成人教育プログラムを奨励し、財政援助をすべきである。
166. 政府、非政府機関及び民間による奨学金その他の形式の援助が拡大され、少年と少女に公平に分配されること、及び彼らに平等に宿舎利用の便宜が与えられることを確保するための努力が必要である。
167. 教育における全ての差別的な性別の固定観念を排除するため、公立、私立学校の教育課程の見直し、教科書や他の教材の再検討、教育職員の再教育が必要である。教育機関が開発のあらゆる側面への婦人の貢献に関する研究を含むよう教育課程を拡大することが奨励されるべきである。
168. 「十年」においては、社会的諸勢力に応え、また、婦人の観点から女性学についての新しい学問体系及び知識体系を開発する必要性に

呼応して、女性学のセンターとプログラムの進歩がみられた。女性学は、知識構造に影響を与えており、また不平等を補強する価値体系を支えている現在のモデルを改めるために発展させられるべきである。伝統的な学術機関の内外において女性学を推進し応用することは、男女が対等な協力関係を享受する公正かつ公平な社会の創造に寄与するであろう。

169. 科学、技術、経営分野における婦人の意志決定力、経営力、指導力を開発し、高めるためにすべてのレベルでこれらを学ぶことが、婦人に奨励され、かつ、助言、サービスが与えられるべきである。
170. すべての教育、職業訓練は柔軟にして、かつ男女のいずれにも開かれたものでなければならない。これらの教育訓練は、技術が急速に発達している分野も含め、婦人の雇用機会と昇進の可能性を拡げることを目指すものでなければならない。また、職業訓練計画、及び協同組合、労働組合、労働団体に関する労働者教育計画はいずれも、労働及び労働に関連する活動につきあらゆるレベルで婦人に平等な機会を与えることの重要性を強調すべきである。
171. 婦人が非伝統的で新しい、かつ、開発にとって重要な職業に就く機会を広げるため、婦人の職業教育及び訓練を多様化する広範な諸施策を行うべきである。現在の教育システムは、少女は家政学を学び、少年は技術科目を学ぶなど、多くの国々において性別によって明確に分けられているが、こうしたシステムは改正されるべきである。既存の職業訓練センターは男女別の訓練システムを継続する代わりに、少女や婦人に対しても門戸を開放すべきである。
172. 人的資源の浪費を防止するため、雇用上のニーズと直結し、将来の雇用及び開発の傾向と合致した完全統合的訓練システムを確立し、これを実施すべきである。
173. 男性が育児や家庭維持における責任を婦人と同等に担うことを可能にする教育プログラムがすべてのレベルの教育システムに導入されるべきである。

食糧・水・農業

174. 婦人は世界の多くの地域における主要な食糧生産者として、保存、貯蔵、加工、販売を含む食糧及び農業生産物の生産サイクルのすべての面に積極的に参加し、食糧と農業の開発と生産に中心的役割を果たしている。従って婦人は、経済開発、特に農業を基盤とする経済にきわめて重要な貢献をしており、これがより一層深く認識され報われるべきである。婦人が果たすこの重要な役割を助長し、向上させ、かつ婦人がこの分野で行う重要な貢献に見合った利益と報酬を受けることを保障するため、食糧・農業分野の開発戦略や計画、奨励策やプロジェクトを策定するにあたっては、計画、実施、追跡調査、評価のあらゆるレベルで、婦人をプロジェクト・サイクルの展開の全段階に完全に組み込む必要がある。更に、食糧・農業開発の技術研究やエネルギー面にも婦人を完全に組み込み、参加させるべきである。
175. 「十年」の間に農業開発への婦人の非常な貢献、とりわけ農林水産業における生産と保存、ならびに食糧システムの種々の部分に対する労働時間内の貢献がより広く認識されるようになった。しかし、農村婦人の貧困と土地の非所有は2000年までに顕著に増加することが予想される。このような傾向を阻止するため、政府は優先的に農村開発のために公平かつ安定的な投資政策と成長政策を実施に移すべきであり、これによって多くの場合、主として農村地域から引き上げられ、都市開発に割り当てられている国の資源の再配分を確保すべきである。
176. 政府は多部門にわたる計画を確立し、これによって貧しい農村婦人の食糧及び家畜生産能力を高め、農場外雇用機会を創出し、また例えば十分な保育施設の設置を支援することによって、彼女らと彼女らの子供の労働負担を軽減し、窮乏化傾向を逆転し、彼女らがあらゆるエネルギー資源を利用することを促進すると共に、彼女らの居住地域内における十分な水、健康、教育、実効ある普及サービス及び輸送手段を供給すべきである。この点に関し、1979年ローマで開催された農地改革・農村開発世界会議が、農業活動及び非農業活動における社会・経済生活での充実した農村開発政策や計画及びプログラ

ムのための必要条件としての、婦人の不可欠な役割を認識し、婦人の置かれている状況を改善する特別な措置を提案したこと、またこれらの提案は今なお有効であることに留意すべきである。また、国連婦人の十年後半期行動プログラムも食糧及び農業における婦人の状況改善のための特別な措置を含んでおり、これらも行動のための指針として今なお有効である。

177. 国連総会はアフリカの食糧生産と農業の危機的状況に関する決議39/165において、アフリカの食糧と農業生産の劇的な悪化と、その結果として生じた飢餓、栄養不良、また、時には餓死状態にさらされた人々、特に婦人と子供の驚くべき増加について国際社会が懸念を深めていることを確認している。アフリカの婦人の利益のための具体的措置及び適切な資源が優先事項となるべきである。国際社会、特に援助国は、食糧生産者としての婦人の役割を高めるため、特に食糧技術の訓練の提供に力点を置いて資金援助を継続し、また可能な場合はそれを増加し、長期にわたる干ばつと厳しい食糧不足によってもたらされたこの大陸の諸問題の軽減に資するよう、これによってアフリカの婦人を援助するよう要請されるべきである。援助国はまた、国連婦人開発基金のような、さまざまな機関によって創設された特別の基金に対しても拠出を行うべきである。アフリカにおける飢饉の状況のために飢え、死に瀕した婦人や子供の苦しみを軽減するために緊急援助を増額し、またこれを加速すべきである。更に、アフリカの食糧危機が特に人口増加圧力によって悪化していることから、国際社会は、この深刻な状況を克服するためのアフリカ諸国の努力のために優先的に援助を与えることが要請されている。これらの努力の例としては、ラゴス行動計画、ナイロビ行動プログラム及び食糧生産及び食糧安全保障における婦人の役割に関するアフリカ諸国政府間協議がある。

178. 政府は食糧生産及び食糧安全保障における婦人の効果的参加を優先的に支持し、この目的のために特別な行動計画を作成すべきである。これにより、財源を婦人のためのプログラムにふり向け、婦人を主要な農村開発プロジェクトのすべてに組み込み、プロジェクトを技術関連省庁及び社会問題関連省

序に置くことが確保されよう。政府は一時しのぎや断片的な解決策の代わりに、国内食糧政策のような統合的な、食糧生産における自立度を高めるために地域の特性に応じて多様化した解決策を推進すべきである。

179. 前述のメカニズムには追跡調査と評価を含め、必要な場合には男女混合プロジェクトにおける男女間の財源の配分を修正し、農村開発計画を婦人のニーズに合わせて再構築し、婦人プロジェクトを技術的、経済的可能性という観点及び社会的な観点から評価すると共に、主要食糧の生産に対する婦人の貢献を正確に反映している性別による統計や情報を発展させるべきである。食糧安全保障促進のための計画やプロジェクトへの婦人の参加が、婦人が公的地位に就き、指導力、経営、財務管理のための訓練を受け、更に協同組合を基礎として組織的に団結する機会が提供されることによって推進されるべきである。伝統的知識を進展させ、近代技術を導入するために、食糧生産や貯蔵技術についての研究や実験が行われるべきである。

180. 畜産、漁業、林業プログラムにおいても、貢献者、あるいは受益者としての婦人の効果的参加に一層の注意を払うべきである。同様に他のすべての農場外生産計画や農村居住、保健、教育、社会奉仕プログラムについても企画者、貢献者及び受益者としての婦人の参加を確保すべきである。

181. 同様に有効なすべてのメディアと既存の婦人のグループを活用した全国情報キャンペーンによる農村婦人への情報の普及、野外映画会、会合、ニーズが類似した地域への訪問、科学技術革新例の展示等によって農村の住民を革新と創造性にふれさせることも大切であり、研究や情報キャンペーンへの農村婦人の参加、及び開発途上国間の技術協力や情報交換における婦人の参加も同様に重要である。

182. 土地、資本、技術、ノウハウその他の生産的資源を得る道が農村の婦人に確保されるべきである。婦人は土地所有、土地所有権の登記、灌漑及び開拓地の使用権の配分について、完全かつ実効ある権利を与えられるべきであり、農地改革による利益も享受すべきである。農地の不足、農地改良、あるいは換金作物への転換といった条件下においても、婦人の慣習的な土地及び

相続に関する権利は保護されなければならない。相続法の実施についても婦人が家畜、農業機械、その他の財産の公正な取り分を相続できるようにこれを改正すべきである。生産性及び所得の向上のための資金投資への婦人のアクセスが法的、制度的な規則の解除、婦人の貯蓄グループ、協同組合、その他の中継的機関の推進、及び、財務管理、貯蓄、投資に関する訓練や支援、あるいは生産、特に主食の生産に力点を置いた土地資源の再配分の促進によって維持されるべきである。

183. 婦人は、新種の作物、品種改良作物、輪作、混合農業、混合・間作法、低コスト土壌肥沃化技術、土壌・水保全方法その他の近代的改良を導入する技術近代化計画に統合されるべきである。これに関し、灌漑施設の建設、管理、維持における婦人の参加を促進すべきである。

184. 適切な食品加工技術は、時間とエネルギーを消耗する作業から婦人を解放し、婦人の健康の改善をもたらすことができる。適切な技術はまた、婦人の生産性や所得を、直接的にあるいはその他の作業に婦人が自由に就くことを可能にすることによって、増加させることができる。しかし、そのような技術を考案し、導入するにあたっては、新技術とその利益を手に入れる道を婦人に確保すると同時に、他に働く機会が得られない場合、その技術が婦人の生活手段を奪われないようにすべきである。人手を節約するための適切な技術はその地方の人的・物的資源及びエネルギー資源を利用するものでなければならない。その技術の考案、試験、普及は利用者である婦人にとって適切なものでなければならない。非政府機関はこの過程において重要な役割を果たすことができる。農村婦人に適切かつ手の届く範囲の食品加工技術が広く利用可能とされるべきであり、収穫後の損失や所得損失を減少させるための適切、かつ手の届く範囲の貯蔵、販売、輸送の便宜についても同様である。また収穫物の損失を減少させ、食品を保存するための生態学上の確認を得た改良法についての情報が広く普及されるべきである。

185. 農村婦人の自立を強化するための婦人団体やグループに対して財政的、技術的援助及び助言や制度上の支援を提供すべきである。農業資材の供給や婦

人の生産物一次加工及び卸売販売の改善による、より大規模な運営のために、婦人の協同組合が奨励されるべきである。農業資材及び情報の入手を助け、生産物の販売を助けるために、婦人団体に対し広範な支援を与えるべきである。

186. 政府は農村婦人との普及員契約の増加のための目標を設定し、従来の男性普及員訓練を見直し、充分な数の婦人普及員を訓練すべきである。また農業生産技術や方法の領域を広げる種々のタイプの技能を開発する各種のレベルの訓練プログラムに婦人が参加できるよう道を開くべきである。

187. 政府は干ばつに見舞われた諸国への食糧援助の動員と分配、及び大規模な植林キャンペーン（植林地への植林、集団農場、育苗）を通じた砂漠化防止の闘いに婦人を参加させるべきである。

188. 政府は、灌漑及び家庭用のあらゆる種類の水源の貯蔵及び汚染からの保全により一層の注意を払い、水運搬という重労働から婦人を解放するために、特別な改善措置をとるべきである。そのために、灌漑用、家庭用、家畜用の水需要を満たすに足るだけの井戸や試錐孔及びダムやその地方固有の集水装置を建設する必要がある。政府や政府機関は給水プロジェクトの政策立案、実施及び管理に婦人を参加させ、婦人が水力施設や機器の管理や維持に責任を果たせるよう訓練すべきである。

工 業

189. 開発途上国の工業開発上の問題はそれらの国々の経済の依存的体質と、開発の基本的な課題である国内農業生産を基盤とする諸工業の転換を推進する必要性を反映している。婦人は農業労働力の重要な部分を占めており、この特定の分野における婦人の技術訓練の推進に特別な関心をはらうべきである。この観点から政府は以下の勧告を考慮すべきである。

(a) 農業と工業が連結されるべきである。

(b) 工業化と婦人の工業への参加を妨げる特定の障害、すなわちエネルギー、いくつかの開発途上国における限定的市場、農村からの人口流出、イ

ンフストラクチャの不備、技術的ノウハウの欠如、国によって見られる工業の依存性、資金の不足等を除去する措置をとる必要がある。

- (c) 読み書きだけでなく、収入の道をはかれる技能を与える、成人教育や職場研修へ参加する門戸を婦人に平等に開き、また労働組合を含む集团的組織に参加を促すことにより、婦人の工業への公平、かつ一層の参加を促す措置をとるべきである。
- (d) 開発途上国間の産業協力が小地域における工業の創設によって推進される必要がある。
- (e) 国際機関や先進国は開発途上国の工業化の努力とその過程への婦人の統合を支援すべきである。

190. 政府は、計画過程のあらゆるレベルにおいて、婦人を直接的な形、あるいはプログラムやプロジェクトの潜在的受益者との実りある協議を通じ、間接的な形で意志決定に参加させるようにすべきである。このため、訓練や職業指導、職業相談、奨励策の強化その他の措置を通じて婦人が政策や意志決定に一層参加できるような能力を培い、あらゆるレベルでの特別措置によって婦人を統合するために資源が配分されるべきである。

191. 婦人が科学技術の変化の利用者及び主体者と考えられ、工業生産における国家的自立の強化及び生産設計、生産調整、生産技術における革新の推進のために婦人の技術、経営能力が高められるべきである。同時に、婦人を時間とエネルギーを消費する作業から解放するため、婦人のニーズと状況に適した工業技術が適用されるべきである。

192. 特に、先進技術を工業へ導入するにあたっては、婦人がこれまで排除されていた分野にも参入できるようにすべきである。

193. 政府は、農村及び都市経済のいずれにおいても、近代的、伝統的、自営的部門での婦人の雇用機会を拡大し、婦人労働者からの搾取を避ける努力をする必要がある。また婦人の賃金と労働条件の絶対的、相対的水準を向上する努力がこれら三部門すべてに同時に向けられるべきである。

194. 婦人の雇用分野における特定の、しかしこれに限らない広く受け入れられ

ている国際的労働基準に従い、適切な法律を定め、国内レベルでこれを完全に実施すべきである。雇用条件、健康、安全に関する差別的慣習の除去と妊娠、母性給付、及び育児のための規定の保証のために特別な考慮が払われるべきである。失業手当を含む社会保障給付が婦人に対し男性と同条件で保証されるべきである。また既存のあるいは新しい資本集約的、高生産性部門における婦人労働者の採用が奨励されるべきである。

195. 政府は国内工業開発のための非公式部門の状況や構造の改善の重要性及びその中で婦人の役割の重要性を認識すべきである。伝統的手工業や家内工業、及び婦人による小規模産業の努力に対しては資金の貸付け、訓練、販売機会の提供、技術指導を通じて支援を与えるべきである。このため生産者協同組合を支援し、婦人が小規模企業を設立し、経営し、所有することを奨励すべきである。

196. 政府は、プログラムを立案、推進すると共にこれを奨励し、婦人が訓練への革新的アプローチを通じて、組織化された小企業や非公式部門における伝統的、非伝統的工業活動の開始のための準備をするために資源を分配すべきであり、また、訓練教材を準備普及し、訓練者を訓練する必要がある。政府は、自家営業のイニシアチブを支援し、指導や職業相談を行うべきである。

貿易及び商業サービス

197. 政府は短期的な経済調整政策が貿易及び商業分野において婦人に与える影響を認識すべきである。政府の政策は、これらの分野における婦人の完全な参加と統合を推進すべきである。またこれらの活動における婦人の参加を維持し、増大させるために、新しい資金源と市場を求める必要がある。婦人に対する金融と貸付けへの有効かつ平等なアクセスを妨げている法的、行政的障害を除去する適切な措置をとるのみならず、債務保証、専門的助言及び販路開発サービスのような積極的措置も導入すべきである。

198. 政府は、地方及び国内経済への婦人の商人の積極的貢献を認識し、これらの婦人を支援し、組織する政策をとるべきである。婦人の商人の能率と安定

性及び所得の増加、彼女らの仕事の負担や健康に対する危険の軽減、かつ販売し得る商品の消耗の防止のため、市場、輸送、社会サービスのインフラストラクチャーと管理を改善すべきである。簿記、財務、包装、規格化、及び加工技術に関する訓練の機会が婦人の商人に与えられるべきである。これらの訓練は、これらの婦人のマーケティング及び信用機関への雇用の機会を開くことを目指すべきである。政府は婦人の商人に対する融資へのアクセスの提供や、婦人の商人協会の設立及び強化の奨励のために革新的なメカニズムを考案すべきである。

199. 伝統的に婦人に閉ざされていた経済分野で婦人を訓練し、婦人の雇用の多様化を促進し、労働市場における性の偏りを除去することを企業に奨励する努力が必要である。

科学技術

200. 研究開発の計画と優先度の設定、及び開発のための科学技術の選択、取得、改造、革新、応用を含む科学技術に関連した決定及び実施プロセスにおける婦人の完全かつ実効的参加を促進すべきである。政府は、婦人に対するあらゆる悪影響、とりわけ仕事の質への悪影響を予測し、その改善をはかるため、彼女らの技術的能力を再評価し、進行中の変化のプロセスをモニターすべきである。

201. 宇宙の平和的利用のすべての分野への婦人の参加を促進すべきであり、またこれらの活動の決定及び実施のあらゆる段階への婦人の統合のために実効的な措置をとる必要がある。すべての国において、政府や非政府機関は宇宙の平和利用に関する情報を婦人や婦人団体に提供するために、特別な努力を払うべきである。平和的目的のための宇宙技術の応用、特に優先度の高い、水、健康、エネルギー、食糧生産、栄養の諸分野における応用への婦人の参加を拡大するため、婦人が宇宙に関する分野で高等教育と訓練を得られるよう特別な奨励策がとられるべきである。この目的を達成するために、婦人に対し大学レベルにおいての科学、数学、工学を、また若い女性に対し大学の

前のレベルにおいて数学と科学を学ぶ機会を増やすと共に奨励策が講じられるべきである。

202. 適正な技能を有する婦人は事務レベルの仕事に限らず、経営及び専門レベルの仕事においても雇用されるべきである。科学技術分野で働く婦人のためには、差別的な職業区分を除去し、婦人の昇進の権利を守るように労働条件を改善する特別な措置をとる必要がある。また新技術産業のすべてのレベルで婦人が公正な比率で職業を得られるように努力すべきである。

203. 科学技術教育や訓練への婦人のアクセスを広げるために、大いに努力すると共に、実効的な奨励策をとるべきである。この目的を達成するため、政府も婦人自身も、必要な場合には、科学分野における婦人の仕事に対する態度を変化させるために努力しなければならない。

204. 経済の諸領域への婦人の統合に影響を及ぼす開発、及び、婦人の健康、所得、地位にもたらされる科学技術の潜在的及び現実の影響を評価する必要がある。婦人が利用可能な技術から完全に利益を得ると共に、あらゆる悪影響が極小化されることを確保するために、その結果を政策立案に組み入れる必要がある。

205. 婦人のための適切な技術の考案と提供に関する努力を強化し、このような技術に対しできる限り最善の基準を設けることに注意を払う必要がある。とりわけ医学技術の進歩が婦人にとって持つ意味を注意深く検討する必要がある。

コミュニケーション

206. 定型化された婦人のイメージを除去し、かつ、婦人が情報をより容易に得られるようにする上でこの分野が果たす重要な役割に鑑み、コミュニケーション政策、意志決定のすべてのレベル、及びプログラムの作成、実施、追跡調査における婦人の参加に高い優先度が与えられるべきである。マスメディアと広告企業の定型化された婦人のイメージ描写は、婦人に対する、また婦人同士の態度に深刻な悪影響を及ぼし得る。婦人は新たなコミュニケーション

ン形態の選択と開発に関する決定において、不可欠な役割を果たすべきであり、またすべての広報活動の内容の決定に関し、男性と同等の発言権を持つべきである。儀式、演劇、対話、伝承、文学、音楽等の文化的メディアをコミュニケーションの強化のためのすべての開発努力に統合すべきである。男女の伝統的なイメージを変えるための婦人自身の文化プロジェクトを促進すべきであり、また財政的援助を得る道が婦人に対しても平等に開かれるべきである。コミュニケーション分野では、成果及び今後達成すべき課題に対する認識を高めるため、婦人による経験の共有に関する情報及び開発と平和に果たす婦人の役割についての諸活動の計画に関する情報面での国際協力の余地は広い。

207. 公共的マスコミ網及び教育と訓練への婦人の受入れを増加すべきである。

この部門における婦人の雇用を推進し、婦人が専門的、諮問的また意志決定を行う地位を得られるようにすべきである。

208. 開発における貢献者及び受益者としての婦人の役割の促進を目的とした機関の効果的なコミュニケーションと、情報ネットワークの確立のための努力に援助が与えられるべきである。

住宅、居住、地域社会開発、輸送

209. 政府は基本的な住居及びインフラストラクチャーの提供のための政策、プログラム及びプロジェクトの策定に婦人を統合すべきである。このため、建築、土木工学、及びその関連分野への婦人の参加を奨励し、この分野で資格を得た婦人の学卒者を専門的地位または政策決定及び意志決定を行う地位に就かせるべきである。住居とインフラストラクチャーに関する婦人のニーズを評価し、特にこれを住宅建設、地域社会開発、及びスラムや無断居住者のためのプロジェクトに組み入れるべきである。

210. 婦人及び婦人グループは住宅及びインフラストラクチャーの建設プロジェクトへの参加者であり、かつ受益者でなければならない。設計や建設技術の選択にあたっては婦人の意見を求めるべきであり、また施設の管理、維持に

も婦人を加えるべきである。このため、婦人に建設、維持、管理の技能を与えると共に、これらに関連した訓練、教育プログラムに婦人を参加させるべきである。すべての地域社会への十分な水の供給について、婦人と協議し、特別な注意を払うべきである。

211. 住宅融資制度を再検討し、住宅建設・改築融資を婦人が直接得られることを確保すべきである。これに関連し、婦人が収入を得る可能性を高めるためのプログラムを推進すると共に、婦人の所有権や借用権を脅かす既存の法律や行政的慣行を廃止すべきである。

212. 国際居住年に向けての政府の努力は、婦人の住居のニーズの評価を含むと共に、サービスや融資への婦人のアクセスを拡大する革新的プロジェクトの立案及び実施を奨励するものであるべきである。これらの努力を行うにあたっては、単独で家族を支えている婦人に対し特別な注意を払うべきである。また、これらの婦人のために低コスト住宅や施設を設計すべきである。

213. 陸上、海上、航空輸送の効率を高めるためのすべての措置が生産者かつ消費者としての婦人に対する十分な考慮の下で策定されるべきである。補助金、料金設定、建設及び維持のための技術の選択、及び輸送手段を含む輸送政策に関する全国及び地方レベルの全ての決定を行うにあたっては、婦人のニーズに配慮すると共に、婦人の雇用、収入、健康に与え得る影響に関する考察をその基礎とすべきである。

214. 婦人のための融資へのアクセスの一層の拡大やその他の適切な措置、及び契約の割当てに関し、平等に配慮を払うことを通じて、輸送手段の運転者及び所有者としての婦人の役割を強化すべきである。このことは、婦人グループや協同組合、特によく組織化されているが、便利な輸送、通信手段から切り離されている農村の婦人グループや協同組合にとって非常に重要である。

215. 開発途上国における地方の輸送計画は、農業生産物、水、薪を頭上に載せて運ぶ婦人の重荷の軽減を目指したものであるべきである。輸送形態の検討にあたっては、婦人にとって高すぎる料金の導入によって婦人の収入と雇用に損失を生じさせないように努力をすべきである。

216. 輸送形態の選択と輸送ルート的设计にあたっては、自己の収入が家族の生存に不可欠である婦人の比率が増加しつつあることを考慮に入れるべきである。
217. 商業的、かつ適切な乗物の技術の设计与選択にあたっては、婦人、特に小さな子供を連れた婦人のニーズを考慮すべきである。適切な乗物へのアクセスを婦人に与えるための制度的支援が提供されるべきである。

エネルギー

218. エネルギー消費の合理化、エネルギー・システム、特に石油エネルギー・システムの改善、及び技術訓練の強化のために開発される措置が、エネルギー源の生産者、利用者、及び管理者としての婦人を考慮しつつ策定されるべきである。
219. 伝統的、非伝統的な国内エネルギー計画には、地方及び全国レベルでの特定の社会・文化的要因、及び農村と都市それぞれの状況によって規定される婦人のニーズに考慮を払いつつ、婦人を貢献者及び受益者として統合すべきである。新エネルギー源、エネルギー技術及びエネルギー運搬システムの評価は、都市及び農村の貧困婦人の労働の大半を占めている重労働の軽減に特別な考慮を払うものであるべきである。
220. エネルギー・ニーズの評価、技術、及びエネルギーの保存、管理、維持活動の努力への草の根レベルの婦人の参加が支援されるべきである。
221. 婦人が産業労働及び家内労働を行う上で、職や仕事を男性に奪われないよう筋力に代わるエネルギーを見い出すことが優先されるべきである。低所得国の全エネルギー消費に占める家庭用エネルギーの高い割合、エネルギー・コスト増大の意味あい、及びインフレーションによる脅威を考慮に入れ、改良技術、燃料保存、またバイオガス、太陽エネルギー、風力エネルギー、地熱、核エネルギー及び小規模水力発電のような改良エネルギー源、あるいは新エネルギー源に関する行動に直ちに注意をむけるべきである。薪の収集という婦人の過重労働を軽減するため、改良型ストーブを考案し、普及させる必要

がある。

222. 農村の婦人の大部分がエネルギー源、収入源として大幅に依存している森林地の枯渇を防ぐため、農業林地開発のような革新的プログラムが男女双方の参加の下に開始されるべきである。

薪エネルギーの商品化にあたっては、婦人の所得が仲買人及び都市の産業に奪われることを避けるための特別な措置がとられるべきである。燃料用植林地の開発、早生種樹木の普及、及びより効率的な炭の生産技術の普及を、農村及び都市の貧困婦人がその主要な受益者であることを考慮に入れて、加速すべきである。太陽エネルギーとバイオガスをその供給の可能性と主要な消費者である婦人による利用及び管理を十分考慮しつつ推進すべきである。

223. 核エネルギーの平和的利用を含むエネルギー関連の決定を行い、実施するあらゆるレベルへの婦人の参加を促進すべきである。政府及び非政府機関は、核エネルギーを含む全てのエネルギー源及びその利用に関する情報を婦人及び婦人団体に提供するため、特別な努力を払うべきである。水、保健、エネルギー、食糧生産、栄養といった優先度の高い開発分野への核技術の平和的利用の適用に関する決定に、より多くの婦人が参加できるようにするため、婦人がすべてのエネルギー関連分野の高度な教育と訓練を得られるよう特別な奨励策がとられるべきである。この目的を達成するために、婦人に対し大学レベルにおいて科学、数学、工学を、また若い女性に対し大学の前のレベルにおいて数学と科学を学ぶ機会を増やすと共に、奨励策が講じられるべきである。

環 境

224. 伝統的生活手段の剝奪は干ばつ、洪水、暴風雨、土壌侵食、砂漠化、森林破壊、不適切な土地利用といった天災及び人災によってもたらされた環境悪化の結果である場合が多い。このような状況はすでに多くの貧困婦人を水供給の極度の不足、薪不足、放牧地及び農地の過度の利用、人口集中等によって生活手段が奪われているというぎりぎりの環境へ追いやっている。最も深刻

な影響を蒙っているのは、干ばつに見舞われた乾燥、半乾燥地域及び都市のスラムや無断居住者地域の婦人である。これらの婦人は新たな生活手段が選択可能となることを必要としている。婦人にも、灌漑、植林のような計画、及び都市や農村の環境の向上に必要な他の諸計画へ賃金労働者として参加する機会を男性と平等に与えるべきである。また水資源の開発や砂漠化その他の環境上の災害防止のための国際経済協力機構を強化するために緊急な措置をとる必要がある。

225. すべての地域社会、特に都市のスラムや無断居住者地域及び農村地域において、関連の環境要因に十分な考慮を払いつつ、飲料水の供給を含む衛生状態の改善努力を強化すべきである。これらの努力は家庭及び職場環境の改善へと拡大されるべきであり、その計画と実施過程のあらゆるレベルにおける婦人の参加によって実行されなければならない。

226. 個人としての婦人及びあらゆる種類の婦人団体による環境問題に対する意識を高め、環境規制、生産的資源の保全のための男女の能力を強化すべきである。環境を保全・改善する上での婦人の潜在的自助能力を高めるためにすべての情報普及手段を動員すべきである。生態系管理と環境悪化防止に関する重要性を国及び国際レベルで更に強化し、婦人をこの過程における積極的かつ対等の参加者として認めるべきである。

227. 婦人の健康及び彼女らの雇用・収入源を含む諸活動に対して政策、プログラム、プロジェクトがもたらす環境上の影響を評価し、そのマイナスの影響を除去すべきである。

社会サービス

228. 政府は、働く両親の仕事場が家庭、田畑、工場であるかにかかわらず、都市及び農村地域の婦人の「二重の負担」を軽減するために、彼らの子供に対し適切な世話及び教育を与える等の、社会的なインフラストラクチャーの開発を優先することが求められている。同様に政府には、雇用主に対し、彼らが就業時間における両親の要請に見合った適切な保育サービスを付与する

ための誘因を提供することが要請されている。雇用主はまた育児責任を両親が分かち合えるように、どちらか一方の親に対して弾力的な労働時間で働くことを認めるべきである。同時に、男性と社会全体が、将来の人的資源である子供を生み育てる責任を、婦人と分かち合う必要性についての国民のコンセンサス造りのため、政府及び非政府機関はマスメディアやその他のコミュニケーション手段を動員すべきである。

229. 政府は、消費者の意識を高め、危険な商品や薬品、有害な食品及び不道德的かつ搾取的商慣習から消費者を守るための情報の提供や法律の制定によって婦人の消費者を援助する方法手段の確立を進めるべきである。非政府機関は消費者保護のための強力で積極的な機関の設立に向けて努力すべきである。

230. 健康、教育、訓練のための公共支出、及び婦人への健康管理、保育サービスの提供のための公共支出を増額すべきである。

231. 政府は、家庭内暴力を含む婦人と子供に対するあらゆる暴力を明確にし、防止し、かつ除去するために、また虐待された婦人や子供に避難施設、援助及び指導のためのサービスを提供するために、地域社会の資源の動員を含む実効ある措置をとるべきである。これらの措置をとるにあたっては、婦人に虐待は改めることができない現象ではなく、婦人及び子供の肉体的、精神的保全に対する攻撃であって、彼女らが被害者であるか目撃者であるかに拘らず、暴力に対して闘う権利（及び義務）を持っていることを認識させることを特に目指すべきである。虐待を受けた婦人や子供を保護する緊急措置や、虐待を行った張本人を制圧する措置だけでなく、虐待を受けた婦人や子供及び虐待を行った人—往々にしてそれは男性であるが—を救済し、指導する長期的な支援組織を始動させるべきである。

Ⅲ 平 和

A 障 害

232. とどまることを知らぬ軍備競争、特に核の分野における競争をもたらして

いる国際緊張の継続と国連憲章違反による平和への脅威、戦争、武力紛争、外部からの支配、外国による占領、武力による領土の獲得、侵略、帝国主義、植民地主義、新植民地主義、人種主義、アパルトヘイト、人権の著しい侵害、テロリズム、圧政、市民の失踪、性差別は、人類の進歩、特に婦人の地位の向上に対する主要な障害である。

233. これらの障害のうちいくつかはますます頻繁に発生するようになってきているが、いずれの障害も国家間、民族集団間、人種間、男女間、社会経済集団間に歴史的に根づいた敵対的態度と無知と頑迷さ及び異なる文化や伝統に対する寛容と尊重の欠如によって増強されている。これらがもたらすマイナスの影響は、貧困、しばしばみられる国際政治・経済関係の緊張の高まり、かつ、核及び通常の軍備競争によって増大している。とりわけ軍備競争は開発や人道的目的に用いる資源の流れを変え、国内的及び国際的な開発努力を妨害し、更に最貧国と最も不利な立場の階層の人々の福祉を一層不利なものとしている。

234. 「十年」間に成果はあったものの、政府及び非政府機関の活動、平和に関する意志決定過程、平和のための動員の努力、平和教育及び平和研究への婦人の参加は限られたものでしかない。植民地主義、新植民地主義、帝国主義、ファシズム及び同種のイデオロギーを含む全体主義、外国による占領、外国による支配、侵略、人種主義、人種差別、アパルトヘイト、及び他の人権の侵害を根絶するための闘争への婦人の参加については、これがしばしば看過されている。

235. 世界的及び永続的平和は、国際関係への婦人の完全かつ平等な参加、とりわけ国連憲章に基づく紛争の平和的解決のための過程を含む平和に関する意志決定への婦人の参加なしには達成されず、また第 232 項で言及した障害の克服なしには達成されることはない。

236. 国際平和と安全保障への脅威や、軍備競争の宇宙への拡大を含め軍縮分野における満足すべき進歩の不足、また外国による植民地的支配と占領の下での自決と独立に対する人民の権利、国家主権と領土保全の尊重及び国際関係

における正義と平等及び互恵の原則の侵害により、男女の完全な平等が著しく妨げられている。

237. 全世界の婦人が平和への愛及び国際協力や異なった国家間の友愛と平和においてより大きな役割を果たしたいとする希望を表明してきたことは明らかである。国際平和と協力の促進における婦人の参加を妨げる国内及び国際レベルのすべての障害はできるだけすみやかに除去されるべきである。

238. 国際平和と安全保障のためにプラスとなる結果を得ることを目指す建設的な交渉について婦人の理解と認識を深めることも同様に重要である。政府は国際平和と安全保障に関する交渉への婦人の完全かつ効果的な参加を推進するための措置をとるべきである。武力の行使、あるいは武力行使の威嚇、及び外国による介入や干渉に対する反対が広まるべきである。

B 基本的戦略

239. 国際平和と協力の促進への婦人の参加に関する宣言に盛り込まれた平和を強化するための婦人の活動の主要原則と指示を実施に移すべきである。この宣言は政府、国連機関、非政府機関、その他関連する諸機関や個人に対しこの領域における婦人の参加の強化を呼びかけると共に、このような活動の全体的枠組を与えている。

240. 婦人と男性は国際平和と協力に貢献する上で平等な権利及び同様の重大な関心をもっている。婦人は、国際平和と安全保障を強化し、維持するすべての努力に完全に参加すると共に、国際協力、外交、緊張緩和プロセス、特に核の分野での軍縮を促進し、かつ、国家主権の尊重及び人種、性別、政治的、宗教的、信念、言語又は民族的出身の違いによる区別のない個人の尊厳、自決権や思想、良心、表現、結社、集会、通信及び移動の自由の承認のような基本的な自由及び人権の保障を含む国連憲章の原則の尊重を推進するすべての努力に完全に参加すべきである。平和の促進への婦人の参画に対する障害を取り除くという公約が強化されるべきである。

241. 平和や紛争解決を取り扱う国内的、国際的政治プロセスにおける婦人の参

両は未だに極めて不十分であるという事実に鑑み、軍縮や国家、国民間の信頼醸成措置の発展等の世界的問題、あるいは国家間又は国内の特定の紛争状態に関して婦人がイニシアチブをとり活動を行う場合には互いに助け合い、激励し合うことが肝要である。

242. 現在世界のいくつかの地域には、武力の不行使、不介入、不干渉、不侵略の原則及び自決権に対する侵害によって国際平和及び安全が脅かされ、その結果、婦人の地位の向上を妨げ、「将来戦略」の完全実施を困難にしている。遑大な数の人道上の問題が引き起こされるという状況が見られる。こうした状況を考慮すると、国連憲章に盛り込まれた主要な原則の遵守と尊重、及びこの憲章の原則に沿った関連決議の実施は、これらの問題を解決し、またそれによって婦人と子供が常に大多数を占める被害者に安全なよりよい未来を約束するために絶対的に必要な条件である。

243. 婦人は武力紛争に見舞われた地域において最も弱いグループのひとつであることから、平等・発展・平和という目標と国連憲章の原則の達成を妨げる障害を取り除く必要性に特別の注意を払う必要がある。

244. 国際平和を実現する上での重大な障害のひとつは国連憲章の原則と目的に対し、絶えず侵害が行われていることと、国際平和と安全保障の維持を深刻に脅かしている諸問題をめぐる国際緊張の緩和を目的とした建設的交渉を推進しようという政治的意志が、いくつかの国の政府には欠如していることである。このため、この分野における戦略には平和、とりわけ戦争の廃絶と核戦争の危険の除去を推進するあらゆる行為や行動を支持する婦人の動員を含めるべきである。

245. 性別のいかに拘らずすべての人の人権及び基本的自由の促進と実質的享受、人民の自決権の完全行使、植民地主義、新植民地主義、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、及び人種差別、圧政、侵略、外国による占領、及び家庭内暴力と婦人に対する暴力の撤廃が緊急かつ特別の優先事項でなければならない。

246. 南西アジアにおいて、婦人と子供は、とりわけ、隣接国における広範な難

民間問題を引き起こしている国連憲章の違反により深刻な被害を被っている。

247. 中米に存在する暴力的で不安定な状況はこの地域に平和を実現する上で最も深刻な障害となっており、婦人の発展のために重要な将来戦略の遂行の妨げとなっている。これに関し、また「戦略」の目標になかった条件を推進するためには、同地域の紛争解決において、不介入と自決の原則及び武力の不行使と武力行使の威嚇の拒否という原則を繰り返し言明することが重要である。このため、同地域のすべての主権国家が平和に、かつ自国の国内問題への干渉を全く受けることなく、生存する権利を確立した国連決議の有効性を再確認^(訳注)する必要がある。コンタドーラ・グループの主導の下で中米諸国が行っている交渉による政治的解決策と和平提案を人民の利益のために中米の危機を解決する上での最も実行可能な案として支持することが必要である。この意味で、中米の五か国が、コンタドーラ中米和平協力協定（A/39/562-S/16775、付属を参照）の早期署名を行い交渉プロセスを完了するため、コンタドーラ・グループとの協議の速度を早めることが重要である。

248. 婦人は国連憲章に合致した民族解放運動を通じる等により民族自決に重要な役割をこれまでに果たし、また、現在もその役割を果たし続けている。婦人のこうした努力は彼女らの国の建設と、人道的で公正な社会及び政治システムの創造への婦人の完全な参加のためのひとつの基礎として認められ、推奨され、かつ、利用されるべきである。この分野における婦人の貢献は政治権力への平等なアクセスと意志決定過程への完全な参加によって保障されるべきである。

249. 国、地域及び世界レベルの戦略は、平和と安全、民族の自決と国家の独立が「十年」の三つの目標、すなわち平等・発展・平和の実現の基礎であるという明確な認識に基づいたものでなければならない。

訳注）コンタドーラグループ

1983年1月以来、中米問題の平和的解決をめざし、和平努力を継続してきているグループ。

構成国：メキシコ、コロンビア、パナマ、ヴェネズエラ

（尚、コンタドーラとは、第1回会合が開催されたパナマの島の名前）

250. 世界平和を守り、核による破滅を避けることは今日最も重要な責務の一つであり、婦人は特に、軍備競争の停止とこれに続く軍備の削減、及び効果的な国際管理の下での全面的かつ完全な軍縮の実現を積極的に支持し、このようにして婦人の経済的地位の向上に貢献することによって、重要な役割を果たすことができる。国家は、社会・経済的制度の違いにかかわらず対決の回避と友好関係の樹立に努力すべきであり、また婦人もこれを支持すべきである。

251. 平和を実現するためには、他の国家あるいは、多国籍企業により、公然とあるいは秘かに行われる自国の国内問題への全ての干渉の拒否に、男女の別なくすべての社会の構成員が参加することが必要である。また平和を実現するためには、男女は共に政治的、経済的圧力、あるいはいかなる種類の強制も受けることなくその経済的、社会的、政治的システムを確立する国家の主権の尊重を推進すべきである。

252. 世界経済情勢、開発、及び国際平和と安全保障の強化、軍縮、また国際緊張の緩和の間には相互関係が存在する。浪費されなければその一部は開発、特に開発途上国の開発と各国の国民の生活水準と福祉の向上に用いられたかもしれない莫大な物的・人的資源の浪費を防ぐため、世界の軍備への支出を減らし、国際的に合意された軍縮目標に関する協定を作成するあらゆる努力を払う必要がある。この点に関し、国際平和と協力の促進における婦人の参加と、最も不利な立場のグループすなわち最貧層の中で不相応に大きな割合を占める母親と子供の保護を含む婦人の地位の向上に特別な注意を払うべきである。

253. 平和とこれに関する諸問題についての意志決定に婦人が平等な役割を果たすことは、婦人の基本的な人権のひとつとして認められるべきであり、国、地域、国際的レベルでこれを促進し、奨励すべきである。女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約に従って、女性が男性との平等の達成を妨げるすべての現存する障害が除去されるべきである。このため、偏見や定型化された考え方、女性に対する職業上の展望や適切な教育を受ける可能性

の否定、また国際的、外交的職務への婦人の男性と平等な参加に必要な変更に対する決定権者の抵抗を克服するため、あらゆるレベルにおける一層の努力が必要である。

254. 人類は現在ひとつの選択を迫られている。すなわち軍備競争を停止して軍縮に向かうか、あるいは絶滅に直面するかの選択である。戦争の危機、特に核による大破壊へと導く核戦争の危機に対して婦人の反対が高まりつつあることを尊重すべきである。軍備に関する誤った、宣伝的な情報の伝播を防ぐと共に、軍備競争の激化の危険性及び効果的な国際管理の下での全面的かつ完全な軍縮の必要性を強調するため、国家は婦人に対しても軍縮の種々の側面に関する情報の自由な流れとアクセスを保障するよう奨励されなければならない。軍縮措置によって不要となった資金はすべての人民の福祉の向上をはかり、開発途上国の経済・社会情勢を改善するために用いられるべきである。また、そのような条件の下で、国家は婦人の置かれている状況を改善する必要の緊急性に一層の注意を払うべきである。

255. 社会のすべての構成員、特に子供と青年のための平和教育を確立すべきである。寛容、人種の平等と男女の平等、他人に対する尊敬と理解、善隣関係等の諸価値を発展させ、促進し、強化すべきである。

256. 世界の婦人は、男性と共に、すべての人々は同じ世界コミュニティーに属しているとの認識を持ち、若い世代を同情と寛容、相互の配慮と信頼という雰囲気の中で育てる過程において、非公式な教育者、社会化の担当者として特別な役割を果たすべきである。このような教育があらゆる公式、非公式な教育の過程の一部に含まれると共に、通信、情報、マス・メディア・システムの一部にも含める必要がある。

257. 人間的尊厳にかなう平和な社会環境を実現するために、家庭や近隣レベル及び国レベルや国際レベルにおいて更に一層の行動が必要である。婦人と平和の諸問題及び婦人にとっての平和の意味は、生活の全領域と家庭における男女の関係というより広範な問題と分離することはできない。平和への婦人の参加を促進するためには、婦人に対する差別的な慣行や否定的態度を

撤廃し、伝統的な性別規範も改めるべきである。

258. 婦人に対する暴力はあらゆる社会の日常生活の中にさまざまな形で存在している。婦人は殴られ、不具にされ、焼かれ、性的に虐待され、凌辱されている。このような暴力行為は平和と他の「十年」の目標を実現する上での主要な障害となっており、これに特別な関心が向けられるべきである。暴力の犠牲となった婦人に特別な注意を払い、包括的な援助を与える必要がある。このためには暴力行為を防ぎ、婦人の犠牲者を救済する法的措置を制定すべきである。また家庭や社会における婦人に対する暴力問題と取り組むために国内機構が設立されるべきである。予防的政策を入念に策定し、婦人の犠牲者に対し制度的支援を与えるべきである。

C アパルトヘイト下の婦人と子供

259. *アパルトヘイトその他の少数人種差別政権の下にある婦人や子供は、大量虐殺、抑留、大規模な強制移住家族との離別、保留地での移動禁止など、直接的な非人道的行為に苦しめられている。彼等は「パス法」^(訳注)や、貧困、不健康や文盲に極度に悩んでいる祖国への定住がもたらす不利益にさらされている。人種主義及び人種差別撤廃闘争のための世界会議行動計画(1978年)が行動のための総体的枠組みを提供している。その目的はアパルトヘイトを根絶し、南アフリカの黒人が自らの国で完全に主権を享受できるようにすることである。1973年11月30日のアパルトヘイト罪の禁止及び処罰に関する国際条約に署名、批准をまだ行っていない政府は、早急にこれを行うべきである。

アパルトヘイトの下で最も抑圧されている集団である婦人と子供に対し、

- *米国は本項の第8、第9パラグラフが制裁を課し、解放運動を支援することに言及していることに反対の立場をとっているため、この項につき反対票を投じた。

(訳注)パス法

南ア黒人の都市流入規制等を目的として、同黒人に身分証明書の携行を義務付けている法律。

全面的な国際的支援が与えられるべきである。国連システム、政府、非政府機関は、南部アフリカの難民キャンプの婦人を含む、アパルトヘイトとその他の少数人種差別政権下にある婦人、子供の基本的要求を確認し、適切な法的、人道的、医学的、物質的援助並びに教育、職業訓練、雇用を供与すべきである。

現在の闘争と解放後の国家建設において婦人が重要な政治的役割を果たせるよう、民族解放運動の婦人部に対し、機会均等、教育訓練の平等のための活動を強化するための援助が供与されるべきである。

「将来戦略」は、アパルトヘイトが近隣のアフリカの独立国の経済的基盤に攪乱の影響を与え、小地域の開発を妨げていることが考慮に入れられるべきである。

政治的、法的、社会的、文化的生活に日々現れる南アフリカ及びナミビアの制度化されたアパルトヘイトは、依然として、アフリカ地域の進歩、平等、平和に対する巨大な障害であり、妨害である。

「将来戦略」は、ナミビアの独立に関する国連安全保障理事会決議435(1978年)の迅速で効果的な実施を目指すべきである。ナミビアの全面的、無条件解放は「将来戦略」の主目的の一つであるべきであり、また、婦人と子供の状況改善を目指すものでなければならない。

国連と国際社会は、憎むべきアパルトヘイト制度が根絶され、ナミビアが占領軍から解放されるための決意を一層固めるべきである。南アフリカの国際的、政治的、経済的構造の中における位置が故に、国際社会は、南部アフリカに平和と人間の尊厳が回復されることを保障すべき最大の責任を負っている。

その大多数が黒人の婦人と子供である抑圧された人々の筆舌に尽し難い窮状と人命の損失に終止符をうつために、政治、軍事、外交、経済の各分野にわたる南アフリカの人種差別政権との協力をすべて打ち切るべく、すでにとられている措置に加え、制裁を含む一層効果的な手段がとられるべきである。

国際社会は、ナミビア独立に関する国連安全保障理事会決議 435 (1978年) や、南アフリカに対する制裁、南アフリカの孤立化及び人種差別政策の放棄を求めるあらゆる国連決議の効果的实施を強く要求すべきである。南アフリカ軍のアンゴラからの即時かつ無条件撤退のために、あらゆる努力が払われるべきである。

国際社会は、南アフリカの人種差別政権軍による前戦国家に対する直接的侵略を非難し、また婦人や子供を虐殺し、南アフリカやナミビアの住民を支援しているという理由でこれらの前戦国家の合法的政府を転覆するために使用される傭兵や武装盗賊団の雇用、訓練、財政支援を非難しなければならない。

国際社会はアパルトヘイトの廃止のための闘争を行っている全ての組織、特に民族解放運動—南アフリカのアフリカ国民会議、アザニア汎アフリカ会議、南西アフリカ人民機構—アフリカ前線国家、アフリカ統一機構、非同盟諸国運動、及び非政府機関に一層の精神的物質的援助を行うべきである。

婦人は、その政府とともに、アパルトヘイト根絶への決意と、アパルトヘイトと戦っている同胞達への支援を、あらゆる方法で強化すべきである。この目的のために、婦人と婦人団体はアパルトヘイト下の婦人と子供の状況について絶えず情報を集め、これを普及すべきである。また、アパルトヘイトの悪と、南アフリカやナミビアにおける婦人と子供に対する野蛮な抑圧について民衆を教育するための国民的連帯と支援の委員会が存在しないところでは、こうした委員会を組織することによって、国内の意識を高めるべきである。

D バレステナの婦人と子供

260. *30年以上にわたり、バレステナの婦人はキャンプの内外で困難な生活条

* 米国は、婦人の特殊な問題には単に名目的関係しかない「将来戦略」の中に一方の立場を支援した必要のない要素を導入することに強く反対しているためこの項につき反対票を投じた。

件に直面しながら、家族の生存と先祖代々の地を奪われ、彼女らの家や地所へ帰還する奪うことのできない権利及び民族の自決と独立主権の権利を否定されているパレスチナ人の生存のため闘って来た(A/CONF. 116/6参照)。パレスチナの婦人は占領されたアラブの土地で、イスラエルによる投獄、拷問、復讐その他の抑圧的な行為にさらされている。土地の没収と、入植地の拡大がパレスチナの婦人や子供達の生活を脅かしている。イスラエルのこのような措置や行為はジュネーブ条約違反である。パレスチナの婦人は、その民族の一員として、雇用、保健、教育の差別に苦しんでいる。

南部レバノンやゴラン高原に存在する暴力と混乱は、イスラエル占領下で暮らすパレスチナの婦人と子供を厳しい状況に置いている。レバノンの婦人もまた差別と抑留に苦しんでいる。それ故、この問題に関連する全ての国連決議、特に国連安全保障理事会決議497（1981年）、508（1982年）及び509（1982年）が実施されるべきである。

「パレスチナ人の権利達成行動計画」の実施については、国連の関連諸機関の間で検討や調整を続けるべきで、その際、パレスチナ人の民族的独自性、伝統、遺産の保護と主権のための闘争におけるパレスチナ婦人の役割が強調される必要がある。パレスチナ人民は、全ての関連の国連決議に沿って、民族自決と独立国家を樹立する権利を回復せねばならない。パレスチナの婦人と子供の特別で緊急なニーズが認識され適切な準備が行われるべきである。保健、教育職業訓練の分野でパレスチナ婦人を支援する国連のプロジェクトが開始されるべきである。適切な国連諸機関は、それが適当な場合、さまざまな地域の専門的調査機関の支援を受けて占領地の内外での彼らの生活条件を研究すべきである。こうした研究の成果は、あらゆるレベルでの行動を促進するため、広く公開されるべきである。国際社会はヨルダン川西岸とガザ地区でのイスラエル入植地の新設を防ぐため全力を尽すべきである。パレスチナ婦人も国連の諸決議に沿って、解放された祖国で安全を享受することを認められるべきである。

E 武力紛争、外国の侵入、平和への脅威にさらされている地域の婦人

261. 武力紛争と非常事態は絶え間ない恐怖、難民化、破壊、荒廃、肉体的暴行、社会と家庭の崩壊、遺棄をひき起こし、婦人と子供の生命に重大な脅威を及ぼしている。これらは時として適切な保健や教育サービスの全面的否定、雇用機会の喪失及び物質的条件の全般的悪化という事態を引き起こしている。
262. 1949年の第4ジュネーブ条約や、1977年に採択された同条約の第1追加議定書のような武力紛争の制限を目的とした国際文書や現在進行中の交渉及び国際的討議は、紛争時の市民の保護のための一般的枠組及び婦人と子供に対する人道的援助と保護の提供のための基礎を与えている。政府は、また、1974年の非常時及び武力紛争下の婦人と子供の保護に関する宣言（国連総会決議3318（XXIX））の中で提案されている諸措置も考慮に入れるべきである。

F 基本的戦略実施のための国内レベルにおける措置

平和努力への婦人の参加

263. 政府は軍縮問題を集中論議した第10回国連特別総会の最終文書（決議S-10/2）に盛り込まれた軍縮のための行動の包括的枠組を守るべきである。世界軍縮キャンペーンへの婦人の参加や軍縮教育への婦人の貢献については、これを支持すべきである。
264. 政府や非政府機関は軍備管理や軍縮分野で締結された主要な条約その他の関連文書を広報すべきである。軍縮に関する社会的な無関心や無力感を克服するために婦人を動員し、これらの協定の実施について広範な支持を作り出すべく更に一層の努力が必要である。1986年を国際平和年とする国連総会の宣言についても広報を行い、平和年のプログラムへの婦人の参加を奨励すべきである。
265. 非政府機関は、国連決議に従い、紛争地域における平和の回復を促進するために積極的な役割を果たすよう奨励されるべきである。
266. 国際平和と協力の推進に関する意志決定過程への婦人の積極的参加を可能にすべきである。政府は、制度的、教育的、組織的手段によって婦人の参加

を可能にするために必要な措置をとらなければならない。この過程においては草の根レベルの参加及び婦人団体と他の非政府機関との協力に力点が置かれるべきである。

267. これまで是正措置をとらなかった政府は婦人に対する現行の差別的慣行を撤廃するためにあらゆる適切な措置をとるほか、婦人があらゆるレベルの公務に参加し、外交的職務に就きまた平和や紛争解決、軍縮等に関するものを含む国、地域及び国際レベルの会議、安全保障理事会その他の国連機関の会合に代表団のメンバーとして国を代表して参加する平等な機会を与えるため、あらゆる適切な措置をとる必要がある。

268. 婦人が平和や国際的な安全に関連する分野の職務に必要な専門的な資格を得るため、大学において行政、国際関係、及び外交の課程を履修することを奨励し、財政的援助も行うべきである。

269. 政府は公務に婦人が参加する機会に関する情報を提供し、また政府、非政府機関やその活動への婦人の公平な参加を促進することによって、婦人の平和の促進への意志決定者レベルでの参加を奨励すべきである。

270. 非政府機関は、平和、軍縮、人権、及び国際協力をより効果的に推進するために自立能力や指導的能力を伸ばす方法を学ぶ機会を婦人に与えるべきである。また、労働組合や、これまで十分な注意が払われてこなかった農村地域における組織からの婦人の参加に力点を置き、最高の意志決定レベルを含むあらゆるレベルにおける平和促進活動に婦人を参加させる戦略を定期的に見直すべきである。

271. 家庭内暴力の問題を取扱う国内機構を設立すべきである。予防的政策が策定されると共に、婦人及び子供の被害者のために、制度化された経済的支援や保護及びその他の形態の支援や保護を与えるべきである。法的措置を強化し、法的救済を与えるべきである。

平和教育

272. 政府、非政府機関、婦人団体、マス・メディアは家庭や近隣、及び地域社

会における平和教育推進活動への婦人の参加を奨励すべきである。婦人の草の根組織の貢献に特別な注意が払われるべきである。婦人の芸術家、ジャーナリスト、作家、教育者、及び市民運動の指導者達は平和思想推進のため活動することが奨励され、便宜や援助が与えられれば、婦人の多彩な技能と才能によってこれに貢献することができる。

273. 理解、対話及び他人に対する尊敬の雰囲気の中での平和な生活のための教育を子供に与えることに特別な注意を払うべきである。この点に関し、平和な生活のための社会改善の広範な過程の中に戦争や侵略、残虐性、権力への過度な欲望、及びその他の形態の暴力を好む考え方を助長するゲームや、出版物、その他のメディアを子供や若者に与えないようにするための適切で、具体的な行動がとられるべきである。

274. 政府、教育機関、専門家団体、及び非政府機関は平和教育に関する質の高い書物やプログラムを作成し、それらを広く普及するために協力すべきである。婦人はそれらの資料の作成に積極的な役割を果たすべきであり、資料には紛争の平和的解決、非暴力運動、消極的抵抗の事例、及び平和に尽くした人々の業績の評価を含めるべきである。

275. 政府は婦人が現代の国際関係における主要な問題についての知識を深めることができるような条件を作り出すべきである。情報が婦人の間に広く、かつ自由に伝えられ、それによって婦人がこれらの問題を完全に理解するのに貢献すべきである。婦人の市民教育や政治教育に係わる障害や差別的慣行はすべて除去されるべきである。平和、軍縮、平和教育、及び紛争の平和的解決に関する研究、及び訓練プログラムやセミナーを主催し、選択する機会が婦人に与えられるべきである。

276. 婦人と平和に関する研究を含む平和問題の研究における婦人の参加が奨励されるべきである。婦人研究者に対する現在の障害が取り除かれ、平和問題の研究者に対し適当な額の研究費が供与されるべきである。平和問題の研究者、政府官僚、非政府機関、及び活動家の間の協力が奨励され、推進されるべきである。

Ⅳ 特殊な状況の婦人

277. 特殊な事情によって、他のテーマの下で示した共通問題だけでなく、社会、経済的条件や健康状態、年齢、少数民族としての立場、あるいはこれらの要素の組み合わせによって特別の困難を蒙っている婦人が増え続けている。更にまた、多くの国々においては、増大する人口増加圧力と劣悪な農村の状況、自給農業の減少、困難な政治状況等が現在の経済不況によって更に深刻になっており、国民の相当部分が混乱にまきこまれるという事態をもたらしている。そして、この過程で、婦人は開発の機会が伝統的に限られていることから、とりわけ厳しい事態に見舞われている。

278. 以下に取り上げる特殊な状況の婦人の集団はきわめて多様であり、彼女らがかかえている問題も国によって大きく異なる。これらすべてのケースに的確にあてはまる単一の戦略や一連の措置は存在しない。そこでこの文書では婦人の特殊な状況及び、各国、及び国際社会がこれらの問題に注意を払う必要性を特筆するにとどめている。基本的な戦略は、このような恵まれない状況を生み出した経済的条件の抜本的変革、及び婦人をこのような状況、とりわけ貧困にきわめて陥りやすくしている原因である婦人の低い社会的地位の改善であることに変わりはない。麻薬への依存の増大は貧困を一層悪化させると共に、婦人を含む社会のあらゆる構成員に悪影響を与えている。このような状況を変えるための組織的基礎を築くことは、婦人に連帯の場を与えるという意味できわめて重要な戦略である。緊急の支援を与えるために必要な措置のほかに、婦人がこのような状況から脱出することを可能にする長期的な努力も必要である。多くの場合、これらの問題の恒久的解決策は資金源及び決定権の再配分の実現及び不平等、不公正の除去を目指した広範な努力を通じてのみ見出されるだろう。

279. これらの婦人たちによってすでに開発されている生存手段を婦人自身の権利のための基本戦略として認識し、それらを基礎とすることが必要である。最優先事項は彼女らの組織能力を物的、財政的、人的資源並びに教育と訓練

の提供によって強化することである。同様にきわめて重要なことはこれらの婦人の日常生活を特徴付けている慢性的絶望感の除去のため彼女らの向上心を再活性化することである。

280. これらの婦人の集団の経済的、社会的、文化的、政治的状况を婦人一般に対する平等・発展・平和の実現のために提案された措置の実施によって抜本的に改善すべきである。更にまた、開発と政治的活動の主流へのこれらの婦人の有益かつ生産的な参加を確保することに更に努力を傾ける必要がある。収入を得る機会を与え、婦人を開発の担い手かつ受益者として完全に組み入れを積極的に参加させることによって、婦人の状況を自立的かつ継続的に改善していくことが第一に強調されるべきである。

281. 特に弱い、恵まれない婦人の集団を組み入れるための政策プログラム及びプロジェクトの実施にあたっては、これらのグループが直面している多数の障害の除去の特別な困難性を認識し、彼女らの弱さと恵まれない状況を形成している社会的、経済的、人間的要因への取り組みに同等の重要性を置くべきである。応急的援助を与える措置のほかに、問題の永続的解決を達成するための包括的、かつ長期的な計画も必要である。一般に、婦人が相当部分を占める弱者グループの人々に特有な問題を解決するためのこれらの計画には世界的な努力が必要である。

282. これらの婦人の状況を改善するあらゆる努力の基本は彼女等のニーズを明確にすること、及び性別によるデータと、極度の貧困と抑圧状況を敏感に反映している経済指標を収集することであるべきである。これらのデータは、空間的、社会・経済的、長期的特徴を包含し、政策プログラム及び、プロジェクトの作成及び実施に役立つものであるべきである。また、国、小地域、地域及び国際レベルにおける追跡調査活動が強化されるべきである。

A 干ばつに見舞われた地域の婦人

283. 「十年」の間に、もはや単に1国のいくつかの地帯のみではなく数ヶ国全体に影響を及ぼす干ばつや砂漠化現象が絶えず悪化し進展した。干ばつの規

模と持続性は、特に飢饉や環境の大規模な破壊が砂漠化の過程の結果として起こっているサハラの日々々にとって、重大な脅威となっている。それ故国際社会の非常なる努力にもかかわらず、人々の、特に既に不安定である婦人と子供の生活条件がとりわけ悲惨になっている。

この状況に鑑み、干ばつ及び砂漠化との闘いに係わっている諸国の間の共同プログラム推進のための手段がとられるべきである。食糧安全保障及び自給自足を、特に地下水資源の最適な管理と開発により目指したプログラムの策定及び実施のための努力が強化されるべきである。

緊急援助と生産的活動の間の区別がなされるべきである。緊急援助は必要に応じ強化され、かつ、可能な限り開発援助に向けられるべきである。

生産への婦人の貢献を考慮し、予想されるプログラムの立案、実施及び評価へ婦人をしっかりと組み込み、生産、加工手段及び保存技術への婦人の広範なアクセスを確保するための措置が採用されるべきである。

B 都市における貧困婦人

284. 都市化は過去数十年間続いている主要な社会・経済的傾向のひとつであり、今後更に急速に進展するものと思われる。地域によって状況にかなりの違いはあるが、一般的には2000年までに世界の婦人のほぼ半数が都市地域に住むようになると予測されている。開発途上国では都市の婦人の数は2000年までに約2倍となり、その中の貧困婦人の数も相当増えるものと予想される。

285. この問題に効果的に対処するためには、政府は、経済活動、差別の撤廃、また婦人が男性との平等を基礎として経済的、社会的、教育的機会を得られるようにするための援助サービスの提供、例えば適切な保育施設、また必要な場合は職員食堂等に力点を置いた多部門的計画を作成すべきである。都市の貧困婦人の相当数が仕事を得ている非公式部門に特別の注意を払うべきである。

C 老 婦 人

286. 1982年の高齢者問題世界会議において採択された高齢者問題国際行動計画は、高齢者に対する人道的側面と彼らの発展性を強調している。この行動計画の勧告は、彼らを保護し介護サービスを提供し、彼らの社会的活動と開発への参加を確保するとの観点から男女共に適用できるものである。しかし、この行動計画は、寿命の延長がしばしば、未婚女性及び寡婦にとって、収入源となる職を得る見通しが、おそらくはほとんど、あるいは全くない窮乏と孤独の暗い晩年を意味することから、老婦人に関する多くの特定関心分野を認識している。これは特に年金を得る手段がほとんど、あるいは全くない、家事という無報酬の、評価されない仕事に生涯を費やしてきた婦人に適用される。婦人に所得があっても一つにはほとんどの場合、以前の職場での地位を育児や家庭責任のために失ってしまうため、その額は一般的には男性の所得を下まわる。このため、この行動計画は、婦人に、彼女らの権利として、社会保険を提供するための長期的政策の必要性を指摘している。政府と非政府機関は勧告された措置に加えて、高齢の婦人を生産的かつ創造的な方法で雇用する可能性を探ると共に、彼女らの社会的活動やレクリエーション活動への参加を奨励すべきである。

婦人を含む高齢者の保護は単に病気についての指導だけでなく、全体的福祉にまで及ぶべきである。具体的にいえば、プライマリー・ヘルスケア、保健・サービス、適切な居住施設の提供といった戦略的活動は高齢の婦人が、自宅や家庭、また地域社会において、できるだけ長期間有意義な生活を送れるようにすることを目指すべきである。

婦人は人生の早い段階で、精神的にも社会的にも、寿命の延長によって起きる事態に立ち向かう備えをすべきである。職場や家庭における婦人の役割は、年をとるにつれて根本的に変化していくが、高齢化はひとつの発展段階として婦人にとっての課題である。人生のこの期間に婦人は新しい機会に創造的に対処していけるようになる必要がある。高齢の婦人の定型化によって生じる社会的結果を認識し、それらを除去すべきである。メディアも婦人が

社会に対して果たした、あるいは現在も果たし続けている貢献を考え、彼女らを尊重する必要性を強調し、婦人の積極的イメージを紹介することによって協力すべきである。

高齢者、特に婦人の健康問題の研究と対策には特に留意すべきである。また、ストレスに満ちた生涯、過重な仕事、栄養不良及びたび重なる妊娠によって起きる老化プロセスの加速についての調査とこれを遅らせる方法も研究対象とすべきである。

D 若い女性

287. 1985年の国際青年年を目指して始められた諸活動を拡張、拡大して、若い女性を虐待や搾取から守り、彼女らが自らの可能性を十分伸ばせるように支援すべきである。少女と少年には成年の生活に備えるため、健康・教育・雇用への道が平等に開かれるべきである。また親としての責任を平等に受け入れるような教育が少女と少年の双方に行われるべきである。

あらゆる職業分野において、若い女性に教育と職業訓練を与えることに緊急の注意が払われるべきであり、特にその重点が社会的、経済的に恵まれない女性に置かれるべきである。自営業を営んでいる若い女性や少女が協同組合や彼女らの生産、販売、経営の技術の向上のための研修プログラムを組織することを援助すべきである。学校を中退し、生産的な職を得るための栄養が十分でない十代の母親や少女達のために特別な再訓練プログラムを開発すべきである。

雇用と職業における差別に関するILO条約第111号(1958年)と、雇用政策に関するILO条約第122号(1964年)に従って、働く若い女性の搾取的虐待を撤廃する措置をとるべきである。若い女性の権利を保障する法的措置が強化されるべきである。

政府は若い女性が性的暴力、強要、搾取から免れる権利を認め、これを強化すべきである。特に、政府は多くの若い女性が家庭内において近親相姦や性的虐待の犠牲になっていることを認識し、教育や婦人の地位の向上、また

加害者に対する適切な処置により、犠牲者を助け、虐待を防ぐための手段を講じるべきである。また若い女性が自分達の権利を主張するよう教育すべきである。職場、特に家事従業者のように被害が広くみられる分野での性的強要と搾取に特別な注意を払う必要がある。

政府はまた失業や低所得のために住居の確保に特別な問題を抱えている若い女性に住宅を提供する義務を認識すべきである。住居のない女性は特に性的搾取を受け易い。

2000年には、開発途上国において、15歳から24歳までの女性の数が農村部、都市部共に人口の8パーセント以上に達すると予想されている。これらの女性の大多数は学業を終え、職を求めることになろう。職を得た女性にとっては絶え間ない搾取、長時間労働及びストレスが彼女らの健康に重大な影響を与えることになろう。栄養不良と無計画な妊娠のくり返しも健康を害する要因である。

E 虐待されている婦人

288. 性を特定した暴力は増え続けており、政府は婦人の尊厳の確認を優先的に行うべきである。

政府は、避難施設、援助、法的その他のサービスの提供を通じてこのような暴力の被害者への救済措置を確立し、強化するため、更に一層の努力をすべきである。

家庭や社会における婦人に対する暴力の犠牲者に対する直接的な援護措置に加え、政府は、婦人に対する暴力をひとつの社会問題として捉えるよう人々の認識を高めることにつとめ、暴力の原因をつきとめ、かつ特に社会における婦人の品位を傷つけるイメージと表現の抑制によってこのような暴力を防ぎ、撤廃する政策や法的措置を確立すると共に、加害者に対する教育、再教育対策の充実に奨励すべきである。

F 極貧の婦人

289. 極貧は貧困の最もひどい形態である。開発途上国、先進国のいずれにおいても、人口の相当多数にもたらされる影響が増大している。国内及び国際レベルで国連婦人の十年の目的—平等・発展・平和—を促進する「将来戦略」こそがこの問題に取り組む上での基礎である。更に第三次国連開発の十年のための国際開発戦略及び新国際経済秩序の実施のためにすでに指摘されている諸戦略もこの勧告の中で提唱されている。政府は前記の戦略において、極貧の婦人のニーズと関心に高い優先度を与えるよう配慮すべきである。更に、国際居住年（1987年）のために着手される諸活動でも、婦人の置かれている特殊な状況に対し、彼女らに関係するニーズに見合った注意を払うべきである。

G 人身売買、強制売春の犠牲となっている婦人

290. 強制売春は売春周旋業者が婦人に押しつける一種の奴隷の形質である。これは特に不完全雇用や失業をひき起こす急速な都市化や移住の過程で婦人の労働を疎外する経済の悪化のひとつの結果である。またこれは婦人が男性へ依存していることにも起因する。社会的、政治的圧迫は難民と行方不明者を生じさせる。これらの中には売春周旋業者の犠牲となっている弱いグループの婦人がいる。セックスツアー、強制売春、ポルノは婦人を単なる性的対象及び商品に引き下げている。

291. 人身売買及び他人の売春による搾取の禁止に関する国連条約の締約国は、売春婦からの搾取に関する条項を実施すべきである。売春を目的とした婦人の人身売買を防ぐための国際的措置の改善も緊急に検討すべき課題である。売春の防止のための財源、売春婦の職業的、個人的、社会的更生のための援助、訓練、雇用、自営業、婦人と子供のための保健施設を含む経済的機会の提供にふり向けられるべきである。政府は非政府機関と協力して、婦人の雇用の可能性の拡大に努めなければならない。また売春にかかわる暴力や麻薬の乱用、及び犯罪の増加を防止するためにあらゆるレベルで厳格な強行規定を設

けるべきである。売春に関連した婦人の搾取と婦人に対する暴力という複雑で深刻な問題を解決するには警察当局の国際的活動の一層の活発化と相互協力が必要である。

II 伝統的な生活手段を奪われた婦人

292. だれがいかなる目的のために行うにせよ、過度で、不適切な土地開発、特に多国籍企業による土地開発、及び天災や人災は伝統的な生活手段を奪う主たる原因である。干ばつ、洪水、暴風雨、及び土地の侵食、砂ぼく化、森林破壊といった環境公害は、貧困婦人をすでにぎりぎりの生活環境へ追い込んでいる。現在最も深刻な事態にあるのは干ばつに見舞われた乾燥・半乾燥地帯である。都市のスラムや無断居住者地区もまた深刻な事態に立至っている。極度の水不足、燃料不足、牧草地及び耕作地の過度の利用、人口の過密は、いずれも婦人の生活手段を奪う要因である。

293. 生態系の管理を国及び国際レベルで強化し、環境の悪化を防ぎ、新しい生活手段のための選択権が与えられるべきである。灌漑、植林、農業指導等の婦人の開発プログラムを取り入れ、かつ婦人がこれらのプログラムのための賃金労働者として相当部分を占めるような国内環境保全戦略を作成するための方法を確立すべきである。

I 単独で家庭を支えている婦人

294. 最近の研究によれば、婦人が単独で家庭を支えている家庭の数が増加している。これらの婦人が直面する特別な（社会的、経済的、法的）困難により、彼女らの多くは都市の非公式労働市場に集中する最も貧しい集団の一部と化し、また農村の失業者、半失業者の相当多数を占めている。彼女らは経済的、社会的、精神的援助をほとんど得られず、自ら養い、子供達を1人で育てる上で非常な困難に直面している。これは現在及び将来の市民の質、性格、生産性、人的資源として能力という観点から、社会に深刻な影響を及ぼしている。

295. 大部分の関連立法や規則、家計調査の底に流れている扶養者や世帯主を男性に限定するという前提が信用貸付及び物質的、非物質的資源への婦人のアクセスを妨げている。これらの分野において、婦人の資源への平等なアクセスを保障するような変化が必要である。このような婦人の権利を保護するために、法律文書や家計調査において、「世帯主」というような用語を廃止し、婦人の役割を適切に反映するに足る包括的な用語を導入する必要がある。社会福祉の規定においては、このような婦人のニーズに特別の注意が払われねばならない。自らの家族に対して、一人で責任を負っている婦人が経済的独立を達成、維持し、社会に効果的に参加し得るために十分な収入と社会的援助を受けられるよう保障することが政府に対し強く求められている。この目的のために、政策策定の際の調査を含めた諸政策や立法の底に流れている家庭の維持者や世帯主を男性に限定するという思想を明確にし、これを撤廃すべきである。婦人を家庭責任から解放し、また婦人が教育、職業訓練及び雇用に参加しその利益を享受することを可能にするため、利用しやすい水準の高い保育所の設置などに特別の配慮が払われるべきである。非嫡出の児童の扶養と教育を援助するため、父親を推定すべきである。

J 心身障害の婦人

296. 一般的に、約5億人にのぼると推計されている精神的・肉体的・情緒的障害者のかなりの部分を婦人が占めているとされている。障害者の増加には、戦争その他の暴力、貧困、飢餓、栄養失調、伝染病、労働災害など数多くの要因がある。これらの人の人間としての尊厳と権利に対する認識と、社会における全面的参加は依然として限られており、このことが家事その他の責任を負う婦人にとって付加的な問題となっている。政府は、行動のための全般的な枠組を提供し、これまで知られず、理解されなかったために社会から充分評価されていない婦人固有の問題について言及している。障害者の権利に関する宣言（1975年）や障害者に関する行動計画（1982年）を採用すべきである。地域社会を中心とする職業的、社会的リハビリテーションやこの様

な婦人の家事責任を軽減するための援助サービス、並びに生活のあらゆる面における参加の機会が提供されるべきである。知能面で障害のある婦人が医療についての情報や助言を受け、治療に同意し、あるいはこれを拒否する権利が尊重されるべきである。知能面で障害のある未成年者の権利も同様に尊重されるべきである。

K 受刑中の婦人

297. 犯罪防止と刑事裁判の分野で現在の大きな関心の1つとなっているのが、刑事裁判制度上婦人を平等に扱う必要である。社会・経済的、文化的条件の変化に伴い、ある程度の改善は見られたが、依然としてなすべきことは多い。「十年」の間に、拘留されている婦人の数は増加し、この傾向は今後も続くものとみられている。自由を奪われた婦人は種々の形態の肉体的暴力、性的、道徳的いやがらせにさらされている。婦人の拘留条件は往々にして許容衛生基準以下であり、またその子供達は母親の世話を受けることができないでいる。国及び国際レベルで具体的な措置を立案し、実施する際、1980年にカラカスで開催された犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関する第6回国連会議の勧告と婦人に対する公正で平等な待遇に特に触れているカラカス宣言の原則を考慮に入れるべきである。いくつかの国において監禁されている原住民の婦人の割合も重要な問題である。

L 難民婦人と子供

298. 国際社会は難民を保護し、援助する人道的責任があることを認識している。多くの場合、難民婦人は、身体的、法律的、保護及び精神的、物質的幸福に影響する種々の困難な状況にさらされている。肉体的衰弱、安全、情緒的ストレス、家族の離散や死亡の社会心理的効果及び家庭における婦人の役割の変化の問題は、不適切な食事、住居、健康管理及び社会福祉の欠如など新しい環境でしばしば直面する困難とともに、特別でかつ拡大された援助を必要としている。特別なニーズのある婦人に対しては特別の注意が払われる

べきである。さらに、難民婦人の可能性と能力が認められ、また高められるべきである。

299. 難民婦人、児童の問題の永続的な解決は難民流出の根本的原因を排除することであり、かつ安全で名誉ある条件の下で自発的に帰還し、その後ただちに出身国で経済的、社会的、文化的生活へ安全に組み込まれるための持続的解決策が求められていることが認識されている。このような解決がもたらされるまでは、国際社会は、国際的連帯と負担を分かちあう精神の表明として救援活動が続けるとともに、難民婦人や児童の流入国における特定のニーズを考慮した特別救援計画に乗り出すべきである。同様に、帰還者や難民婦人及び児童のための救援や特別救援計画も継続されるべきである。彼等に自発的帰国、帰還、再定住の機会が与えられるべきであるとともに、法的、教育的、社会的、道徳的、救援計画が行われるべきである。1951年の難民の地位に関する条約への加入を促進し、全ての難民に対し公平を基礎として、この条約と1967年の議定書の条項を実施するために、政府による措置が取られるべきである。

M 移民婦人

300. 「十年」の間に、農村から農村、農村から都市及び国際的移動を含む一時的、季節的、永久的なあらゆる形態での移民の中での婦人の数が増加した。適切な教育・技能及び資金の欠如に加えて、移民婦人は、家族との離別は勿論、宗教、言語、国籍、社会生活上の差異による深刻な適応上の問題に直面している。このような問題は、受け入れ国における人権侵害を含む公然たる偏見や敵意により国際的な移民についてきわだったものとなっている。移民婦人に関する世界人口行動計画や国連婦人の十年後半期行動プログラムの勧告が実施され、また、予想される問題の範囲の拡張を考慮して、拡大されるべきである。また、国連総会の関連決議において合意されているように、全ての移民労働者とその家族の権利の保護についての国際条約案が至急まとめあげられるべきである。

301. 婦人として、また、移民としての二重の差別に苦しんでいる移民婦人の状況について、特に家族のまとまりの確保と維持、雇用機会、同一賃金、同一労働条件、健康管理、受け入れ国の現在の社会保障の権利に見合った給付及び人種その他の形態の差別に関し、受け入れ国政府の特別な注意が払われるべきである。また、移民婦人の次の世代が受け入れ国の社会に統合され、その教育と技能に応じて働けるように、特に彼らの教育と職業訓練について特別な配慮がなされるべきである。この過程において、出身国の文化的価値の喪失を避ける必要がある。

N 少数民族と「原住民」の婦人

302. 少数民族や、歴史的征服、追放及び離散に苦しんでいる民族に属している結果として、抑圧されている婦人がいる。これらの婦人は、人種、膚の色、家系、民族的及び国民的出身による差別の重圧にあえいでおり、その大多数は深刻な経済的搾取を経験している。従って、婦人として、彼女らは二重の不利益を蒙っている。少数民族や原住民のいる諸国においては、政府は、彼女らの人権と尊厳、民族的、宗教的、言語的独自性の全てと社会改革への全面的参加を尊重し、保護する措置をとるべきである。

303. 政府は、少数民族や原住民に属する婦人に対しても、関連国際文書にうたわれているような基本的人権と自由を保障すべきである。原住民や少数民族のいる諸国では、政府はこれらの婦人の経済的、社会的、文化的権利の尊重を確保し、家庭責任、及び親としての責任を果せるよう援助すべきである。栄養失調や幼児や妊婦の高い死亡率、その他の健康問題及び教育、住居、保育の欠如に対して特別な措置が講ぜられるべきである。これらの婦人が雇用を確保し、あるいは収入を伴う活動やプロジェクトに参加して適正な賃金、職業上の健康、安全その他の労働者としての権利を確保できるよう、職業的、技術的、専門的、その他の訓練が施されるべきである。政府はこれらの婦人が自らの言語で全てのサービスを受けることができるようできる限りの努力をすべきである。

304. 少数民族や原住民に属する婦人は、彼女らに影響のある計画の作成や実施について充分相談を受け、これに参加すべきである。少数民族や原住民がいる諸国の政府は人種差別撤廃委員会や差別防止・少数者保護小委員会、特に原住民の権利を守るための一連の国際的基準を作成している小委員会の作業部会のような組織の成果を適切に考慮すべきである。国連総会は民族の独自性を維持するための婦人の特有な役割に対する国際的理解を促進し、またその役割を強調するため、原住民と伝統的文化の国際年を設けることの適否について検討すべきである。

V 国際協力及び地域協力

A 障 害

305. 「十年」の間、国際レベルやいくつかの地域においては、この「十年」の諸目標—平等・発展・平和に—関連する婦人の地位向上の必要性について充分な関心が払われなかった。コペンハーゲンの世界会議が、国連の役割も含めて、国際間及び地域間協力の機会や能力に大きな影響を及ぼして以来、国際緊張、軍備競争、核戦争の脅威、人権と基本的自由の尊重の欠如、国連憲章の諸原則の不履行並びに経済的不況その他の危機的状況が、多国間及び国際的協力の不十分な進歩に対する不満と結びついた。開発途上国における進歩は、深刻な債務問題や、経済や通貨の不安定、資源の制約及び失業といった状況の中で活気を失い、後退したケースもある。このことは、また、特に婦人に関して、開発途上国間の経済、技術協力の展望に影響している。それにもかかわらず、男女平等の達成や効果的な国際協力にも貢献する、開発や平和における婦人の役割についての評価の高まりといった面でいくつかの前進があった。

306. 「十年」の間、国際及び地域機関はその婦人スタッフの地位を向上させ、資格のある婦人の雇用を拡大するよう要請されて来た。その結果はかなり不均等で、資源の制約や地理的分布、世間体の壁などの制約条件に阻まれて、この「十年」の間にむしろ状況が悪化したケースもある。特に、婦人が上級

幹部の地位にいないことが意志決定に対する婦人の影響力を著しく制限している。

307. 婦人の地位向上に関して機関間の情報の交換や協力を制度化するために、いくつかの国連機関、非政府機関及び地域機関は「十年」がもたらした強い要請に応じて、婦人の活動のフォーカル・ポイントを決定した。しかし、多くの場合、こうした活動には期間や財源の不足が伴い、長期的な効果を妨げていた。その上、開発への婦人の統合を促進する活動はしばしばこうしたフォーカル・ポイントにのみ限定され、全機関の計画や行動プログラムに統合されることがなかった。この分野では、開発において婦人が中心的役割を占めていることに関して国際諸機関のスタッフの多くが不適切な訓練しか受けていないことによって進歩が制限されている。

308. 国際協力及び地域協力のための戦略は、効果的な開発のためには開発の過程における婦人の行為者及び受益者としての全面的な統合が必要であるという前提に基づいて策定されるべきである。開発機関は婦人を開発のための資源として十分に認識すべきである。このため、全ての国際及び地域開発機関がこの点について明確な政策を採用し、プログラム及び活動全般にわたって、これらの政策の効果的な実施と評価の確保に必要な管理のシステムを導入する必要がある。この様な政策は、婦人の地位向上のための「将来戦略」の中で承認された諸原則を取り入れたものであるべきである。開発機関の上級幹部は、開発の過程における婦人の統合に対して、強力で明白な決意と関心を示すべきである。

B 基本的戦略

309. 「将来戦略」の実施のための行動、障害の克服に成功した手段、方法に関する情報収集を行うため、効果的な協議及び報告制度が必要である。従って、非政府機関からの情報も含めた国内レベルの追跡調査に基礎を置いた追跡調査と評価が、国際、地域、小地域レベルで実施されるべきである。

310. 技術協力、訓練、助言サービスは、特に開発途上国間の経済技術協力に重

点を置き、自発的開発と自助を促進すべきである。婦人の特別のニーズを定期的に評価し、活動の計画と評価に婦人の関心を組み込む方策を発展させるべきである。技術協力政策及びプログラムの策定における婦人の参加が確保されるべきである。

311. 国際及び地域、小地域機関間の調整が、特に、婦人の地位向上に関する情報交換や、機関間の相互関連部門の協力活動の確立について強化されるべきである。

312. 土地や資本などの経済的資源に対するアクセスを含む社会における婦人の経済的役割に関する調査と政策分析に、より一層の注意が払われるべきである。婦人に関する調査及び政策分析は重要な分析的考察を見失わず、行動指向型であるべきである。性別による適切なデータ開発のためのより一層の資本投下が必要である。

313. 直接あるいは間接的に、平和と安全の維持、開発における婦人の役割、及び男女平等の達成に係わる諸活動を含む、国際、地域及び小地域レベルでの活動及び意志決定への婦人の参加を増加させるための手段が取られるべきである。

314. 「十年」で得た経験に基づき、「十年」の目標の達成状況と「将来戦略」の実施状況についての情報が、1985年から2000年にかけて、国際、地域、小地域及び国内レベルにおいて広く普及されるべきである。婦人のためのプログラムや活動に関する情報の普及に当たっては、視聴覚コミュニケーションとネットワークの拡大にさらに依存しなければならない。メディアにおいて、婦人についても差別的、固定観念的及び侮蔑的イメージが撤廃されなければならない。

315. 婦人職員の募集、昇進、維持を確保するための継続的努力の必要性を示した国連システムの評価に基づいて、全ての国連機関、地域委員会及び専門機関は、全ての基幹的分野及び現場のポストにおける管理及び専門職のレベルでの男女のスタッフの公正なバランスを実現するようあらゆる措置をとるべきであり、特に地域レベルでの婦人の公正な参加促進のために特別の注意を

払うべきである。平等・発展・平和の分野を含む国際及び地域レベルにおける活動への婦人の参加を促進するため、国連システムの意志決定にかかわる地位や管理職に婦人が採用されるべきである。

316. 国連職員の配偶者が、任地で職を確保するのが難しいことにかんがみ、国連は職員の任地での配偶者の雇用を容易にするため、職員の家族のための教育施設とデイ・ケアセンターの設置のため、あらゆる努力を払う必要がある。

C 基本的戦略実施のための措置

追跡調査

317. 「十年」の目標—平等・発展・平和—と「将来戦略」の実施状況について1986年から2000年までの間、追跡調査が行われるべきである。国際レベルでの追跡調査は、地域、小地域及び国内レベルでとられた行動、割り当てられた資源、達成された進歩の評価を基礎に行われるべきである。国内レベルでの評価は国連事務局からの定期的な統計報告の要請に応える形をとり、婦人の状況についての指標が入っているものであるべきである。統計報告の基礎は統計委員会により、婦人の地位委員会と協議の上で作成されるべきである。国連事務局は婦人の地位向上とその追跡調査のために設置された国内機構を含む適当な政府機関と協議の上、これらの追跡調査報告をまとめるべきである。国内レベルでとられた行動や達成された進歩は、適当な場合、非政府機関との協議や、政府の計画、実施、評価の全てのレベルに対する非政府機関の関心を統合し、反映したものであるべきである。
318. 専門機関及び地域委員会を含むその他の国連機関は、各部門や地域分野の婦人の状況を分析するための追跡調査能力と方法を確立し、各々の上部機関と、国連システム内部での婦人に関する主要な政府間組織である婦人の地位委員会に定期的に報告書を提出すべきである。
319. 婦人の地位委員会は「十年」の目標—平等・発展・平和—や、サブテーマ—雇用・健康・教育—及び2000年にむけての戦略や措置に関連して、婦人の

地位向上、国内、国際及び地域レベルで進捗状況や実施された具体的措置についての報告を定期的に検討すべきである。国連システムは世界行動計画と国連婦人の十年後半期行動プログラムの条項の実施により達成された進捗に対する包括的な評価を付した検討を継続すべきである。この検討及び評価を行う中心的役割は婦人の地位委員会が担うべきである。同委員会はまた、婦人固有の国際規準、行動規範、戦略、条約や規約の実行の進捗状況を追跡調査すべきである。このような重要な機能をもつという観点から、同委員会では婦人の地位向上に関して実質的な政策策定の責任を有する職員をも含む高度の専門的知識及び代表権限の付与に優先権が与えられるべきである。

320. 国際的な開発のための総合的戦略のように新しい文書や戦略を準備する際には、婦人の地位向上に対する特別かつ適切な注意が払われるべきである。国連システムの政府間機関、特に婦人に直接、間接に影響を及ぼす既存の文書、戦略計画及びプログラムを追跡調査し、検討する任務を負っている機関は、通常の作業計画に婦人を統合するための明確な政策や評価可能な計画の開発を優先事項とすべきである。

321. 政府、地域委員会、非政府機関その他の国際機関や組織からの情報収集に用いられる手続きや方法は、婦人の地位委員会によって検討されるガイドラインに基づいて合理化されるべきである。

技術協力、訓練及び助言サービス

322. 途上国間の協力を含む、国際地域間及び地域内レベルで婦人の地位向上のための技術協力、訓練、助言サービスの措置には何らかの刺激が必要である。このためには、資源の配分の原則の再編成及び目標を設定した財政的、物的、人的資源面での援助が必要である。国連は、財源の制約にかかわらず、婦人の利益の増進を支援するという重要な役割を果たし続けるべきである。

323. 依存の循環を絶ち、地方のニーズを強調し、地方の物資や資源とともに、

創造性や専門知識を活用し、技術協力の全活動面にわたって、行為者及び受益者としての婦人の完全な統合に基礎をおくといった新しい概念をもって、技術協力に取り組む必要がある。計画や政策の策定に当たって、地方の団体や組織がより積極的役割を果たすよう方向づけがなされるべきである。婦人の自立のためのプロジェクト、収入を生み出す活動、企業開発、婦人の行う骨折リ仕事を軽減するプロジェクトのための資本への婦人のアクセスの拡大が重視されるべきである。革新的なデモンストレーションプロジェクトが、特に非伝統的部門での活動への婦人の統合に関して技術協力活動における不可欠の要素となるべきである。

324. 2000年に向けての他の目標と相互関連性をもつ開発において、婦人に関する特定のガイドラインやプロジェクトの手続きを有していない機関は、これらを開発することを確保すべきである。このようなガイドラインの手続きはプロジェクトの全側面に適用されるべきである。既存のガイドラインや手続きは、より活発にかつ一貫して適用されねばならない。特に、各プロジェクトの文書は婦人の状況に肯定的な影響を与えることを確保するような戦略を含むべきである。

325. 開発における婦人の中心的な役割を認識し、この問題を取り扱うスタッフの能力を高めるため、実効性のある訓練が必要であり、この目的のためには適切な資金が必要である。婦人に関する政策の実施については、実施に当たる特定の組織全体に責任がある。責任は単に個人的信念の範囲に止るものではない。責任と任務を割り当てるシステムが開発されるべきである。

326. 政府は、その政策が地方レベル実施機関と効果的に連結するような技術協力に関する制度上のシステムを強化、改善し、持続的、自発的な開発を促進すべきである。この様な努力において、政府は国連システム全体が蓄積した経験、活動、資源の利用を希望することができよう。

327. 技術協力は男女に等しく焦点を当てるものであるべきであり、技術協力政策及びプログラムの策定と、検討への婦人のニーズと願望の組み込みが確保され、技術協力の婦人に対する潜在的な否定的影響が最少限に止められるべ

きである。技術協力と婦人は国の総合的な開発目標や優先課題と連結されるべきであり、技術援助計画やプログラムは、婦人独自の活動の完全な統合が確保されるように運用されるべきである。婦人は技術協力政策の標準的構成員として、技術協力プログラムや活動に、完全かつ平等に参加すべきである。技術協力プログラムには、特に弱い立場にあり、恵まれない集団の婦人のニーズが盛りこまれるべきである。

328. 技術協力活動の利益の婦人に対する関連性と影響力を高める手段として、非政府機関の参加が奨励されるべきである。

329. 多国間及び二国間援助配分に当たって諸機関は被援助国政府と協議して、目標と一定の時間の枠をもった測定、及び評価可能な行動計画を策定すべきである。また諸機関に対して非政府機関その他の民間部門の資源をさらに動員するなど、資源の持続的供給と実質的增加への適切な刺激を与えるべきである。二国間及び多国間援助機関は、後発開発途上国が開発において婦人を統合しようとする努力に対し特別の注意を払うべきである。これに関連して、特に農村の婦人のための健康・教育・訓練の分野におけるプロジェクト及び雇用機会の創出に特別の注意が払われるべきである。

330. 二国間及び多国間援助機関は、開発における婦人の統合に広く一体となって呼応すべきである。二国間援助機関の開発における婦人のための政策は、援助供与者の組織並びに多国間及び二国間の援助計画への参加、訓練、技術援助、資金援助を含むプログラムのあらゆる部分を組み入れる必要がある。開発における婦人のための政策はあらゆる適切な援助や部門及びプロジェクト別に關する機関の手続に組み込まなければならない。

331. 婦人が自らの利益とニーズを明確にし、守るため、国連システムと援助機関は、特に統合の過程における婦人の自立を強化するプログラム及びプロジェクトに支援を行うべきである。

332. 労働組合等の国際的非政府機関は、日常活動に婦人を参加させ、婦人問題に一層関心を払うよう奨励されるべきである。あらゆるレベルの非政府機関が、婦人や婦人グループと連絡する能力に対して、一層の認識と支援が与え

られるべきである。これら非政府機関の潜在的力は開発協力に参加している国際及び政府機関によって全面的に活用されることが出来よう。

333. 貢献者及び受益者として婦人をより効果的に開発に統合するために、政策や計画を練り直す際に有用な統計その他の性別の指標については、これを体系的に充実させるため、国連システムにより各国に対し、技術援助や助言が与えられるべきである。

334. 開発途上国間の技術協力は、婦人のために活動の全段階及び全部門で、経験、専門的知識、技術、ノウ・ハウの交換の促進とともに、婦人の自立強化に適した革新的、組織的モデルの普及に焦点をあてて強化されるべきである。開発における婦人の統合を促進するための情報の流れの緊急な必要性和可能で適切な関連情報の必要性が開発途上国間の技術協力の枠内での地域協力において優先されるべきである。これに関連して、貧困層の婦人を援助する地域協力も促進されるべきである。

335. 国際平和と協力の促進に参加している婦人に対し、国連システムや他の国際機関及び非政府機関から技術援助が供与されるべきである。

336. 国連システムは特に後発開発途上国の婦人に対し、給費制度その他の援助手段を通じて、特に経済計画、公務、行政、事業経営、会計、農業、労使関係及び科学、工学、技術の分野の訓練プログラムを強化すべきである。国際開発援助機関との協力により、婦人のための技術的、経済的活動を支援し、拡大する必要がある。この点で「国連婦人開発基金」の貧困婦人のための開発技術援助の分野における革新的な貢献が特に認識されており、この基金が「十年」をこえて継続、拡大されることは婦人の開発のニーズに対して非常に重要であると見なされている。

337. 技術援助の追跡調査、計画、プログラミング、評価、フォローアップへの婦人の参加が促進されるべきであり、婦人に関する開発援助プロジェクトの妥当性や影響を評価するためのガイドラインが開発され、適用されるべきである。国連開発計画、国連人口活動基金、国連児童基金、世界食糧計画及び世界銀行等の国連の各種基金は、これら基金が行うすべてのプ

プロジェクトや計画に婦人が参加し、また利益を受けることを確保すべきである。

機関間の調整

338. 婦人に関する問題についての任務の国連全体にわたる調整の強化が必要である。婦人問題に関連する全ての国連の諸活動の検討及び調整において、経済社会理事会が一段と強力でダイナミックな役割を果たすことが奨励されるべきである。活動プログラムに関する情報を交換し、行動の促進及び活動の不必要な重複の回避、適切な資源配分の確保のために、将来、計画を調整すべく、婦人の地位委員会の会合にあわせて国連の各機関や組織の定期協議を制度化すべきである。

339. 国連及び専門機関の中期計画は、婦人に関する問題を扱う種々のプログラムを横断的に提示すべきである。婦人と開発に関する国連システムの政策及びプログラムを首尾一貫した効率的なものにするため、国連事務総長は行政調整委員会議長の権限で、また1985年5月31日の経済社会理事会の決議1985/46に沿って、婦人と開発のための国連全体にわたる中期計画作成のイニシアチブをとるべきである。

340. 国際経済社会局の社会開発人道問題センター、特に婦人の地位向上部は引き続き婦人に関する事項の調整、協議、促進、助言のための国連システム内部の要めとして機能し、「十年」の目標や「将来戦略」の将来における実施に関する国連全体にわたる活動についての情報を調整すべきである。このような状況で、国連システムは、特に国連世界婦人会議を定期的に、必要な場合に5年毎に開催することに関連して、地域委員会、国際婦人調査訓練研修所、国連婦人開発基金など傘下の各機関間の一層の協力のための手段、方法を開発すべきである。世界会議については開催の度毎に、また既存の財源の範囲内で、国連総会が決定を行うことを考慮した上で、1985年から2000年の間において、少なくとも1回の世界会議を開催することが勧奨される。

341. 国連システムに既存の分野別機関間特別委員会は、常に婦人の地位向上に

関連する問題を議題の中に含めるべきである。

342. 機関間の調整は、特に情報、調査、訓練、プログラム開発の分野において、これらの分野におけるデータ及び情報の利用を促進し、国内機構との経験の交流を図るため、可能な場合にはネットワーク作りによって補強されるべきである。

343. 婦人の地位向上を促進するための国連総会、専門機関の管理機関及びその他の機関の決議が実施されるべきである。国連システム内の機関で婦人政策に関して内部規定及び手続きを設けていないところは、必要な措置を早急に取らなければならない。

344. 平和教育を促進し、支援している国際機関はその努力を調整し、平和の促進に果たす婦人の役割をそのカリキュラムに組み込むべきである。1982年に国連総会で採択された国際平和と協力の促進への婦人の参加に関する宣言に特別な注意が払われるべきである。この点については平和大学が主導的な役割を果たすべきである。

調査及び政策分析

345. 地域レベルの婦人問題研究所は強化されるべきであり、また、このような研究所が設置されていない場合には、地域的、国際的協力とこの分野における理解を容易にし促進するために現存する婦人問題の調査、分析についての地域協力を促進する目的で、これらの研究所の設立が考慮されるべきである。

346. 国連システムは、政策策定や婦人に対する開発政策の影響の評価への婦人の統合にかかわっている政府や他の国際機関、組織に対して、国連事務局が援助を供与する能力の強化のための措置をとるべきである。婦人の地位向上に関連した事項についての情報交換の調整や助言の提供、またこれに関連した他の組織の進捗状況についての追跡調査や評価については婦人の地位向上部が要めの役割を果たすべきである。国連はこの目的のために世界的規模での経験の比較分析に基づいたガイドラインを作成すべきである。

347. 国連はまた、これまでの成功例をモデルにして、性差別意識、態度、行為を除去する行動のためのガイドラインも作成すべきである。
248. 国連システムは婦人を男性と平等に政治活動に統合することに関する調査を行い、ガイドライン、ケーススタディ、実際的方法を準備すべきである。すでに政治活動に関与している婦人の間の訓練プログラム及び協議が組織化されるべきである。
349. 国連は、他の機関や専門機関と協議し、各国政府と協力して、ガイドラインや国内でのケース・スタディの要約を含めた国内レベルにおける婦人政策策定のために有効な制度的取り決めの作成に関し、調査を行い報告をまとめるべきである。
350. 国連の諸機関、特に国連事務局の社会開発人道問題センターは、その通常の作業プログラムの一部として、法制上の変化がもたらした肯定的・否定的影響、事実上の性差別の継続、慣習法と成文法の矛盾について徹底的な調査を行うべきである。この調査に当たっては、女子差別撤廃委員会の作業を全面的に活用すべきである。
351. 第三次国連開発の十年及びそれに続く何らかの十年間の中で、国際的決定、特に国際貿易と金融、農業と技術移転に関する決定の婦人のための意味が、国連社会開発調査研究所、国際婦人調査訓練研修所及び国連大学によって設立された他の研究所など、適当な国際機関、組織、調査研究所との協議の下に国連システムによって評価されるべきである。信頼できるデータの欠如が、種々の分野における婦人の地位の相対的向上についての評価を妨げている。それ故、統計委員会、婦人の地位委員会及び国際婦人調査訓練研修所が、制度面において、婦人問題についての統計データの収集、分析、利用、普及に関し協力する必要がある。国内、地域、国際的経済活動における婦人の役割についてのデータ・ベースは、政府、国連システム内の専門機関及び地域委員会との協力の下で国連により一層開発されるべきである。
352. 国連地域委員会は、各委員会の全般的な作業プログラムの全段階に婦人の関心を取り入れるため、2000年までにそれぞれの地域での婦人の地位につい

で、必要なデータベースや指標を開発し、草の根レベルの婦人の将来展望を含む国や地方レベルからの情報を参考にすることによりさらに調査を進めるべきである。この目的のため、地域委員会は、それぞれの地域での婦人の地位の変化に関する分析をその年次報告に含むべきである。

353. 調査、訓練、情報、通信などの分野で重要な役割を果たしている国際婦人調査訓練研修所の活動を強化することが必要であり、国や適当な機関、特に国連システムの各機関に対して、婦人の地位向上のための作業について研修所に引き続き協力することを要請する必要がある。研修所は婦人の地位向上のために各国政府や国連システムが行ったことを評価する作業を継続すべきであり、より多くの自発的資金援助が寄せられるべきである。

354. 国連は世界軍縮キャンペーンに関連する活動の中に、軍備競争及び現代の戦争が婦人一般又は特に老婦人、妊婦、幼児にもたらす特定の結果についての研究の準備を組み込むべきである。このような研究は軍縮の促進に向けて、研究者、政治家、非政府機関及び婦人自身を動員するために広く宣伝されるべきである。

355. 国連システムと他の政府機関、政府、及び非政府機関は、諸国家や諸国民の間の知識を高め、理解を促進し、友好を深めるために、種々の国の婦人や婦人団体及び適当な政府機関が平和の促進や他の関連問題の諸側面について研究し、討議することを奨励すべきである。種々の国の婦人の相互訪問及び婦人が参加する会合やセミナーが、地域及び国際レベルで組織されるべきである。

国際及び地域レベルにおける活動及び意志決定への婦人の参加

356. 国連システムは全ての基幹の分野及び現場における管理職や専門職のスタッフについて男女の公正なバランスが達成出来るよう、あらゆる必要な措置をとるべきである。専門職ポストにおける男女平等の目標の設定とその実施についての定期的な報告が国連総会、専門機関の管理機関、地域委員会及び婦人の地位委員会に対して引き続きなされるべきである。

357. 諸国家や諸国民の間の知識を高め、理解を促進し、友好を深めるために種々の国の婦人及び婦人団体が平和の促進や開発の問題の種々の側面について討議し、研究することが奨励されるべきである。種々の国の婦人の相互訪問や婦人が全面的に参加する会合が奨励されるべきである。

358. 婦人にとって関心のある計画や活動に必要な注意が払われ、これが優先的に扱われることを確実にするためには、国連におけるプログラムや政策の立案策定、意志決定及び評価プロセスに婦人が積極的に参加することが不可欠である。この目的のために国際、地域、及び国内機関は、「十年」の間、婦人スタッフの地位の向上と増員を要請されていた。しかしながら、これらの目的を達成するための総合的目標や有効な機会が欠けており、婦人スタッフの増加、昇進及び職業開発を確実にするためにはより一層の努力が必要とされる。従って国連システムの全ての組織や機関は、2000年までに全てのレベルにおける男性と対等な婦人の参加を達成するためにあらゆる措置をとるべきである。この目標を達成するため、国連事務局と国連システム内の全ての組織機関は中間目標の設定や婦人スタッフの地位を向上させるための特別の組織、例えばコーディネイターの設置とその維持のための準備を含む総合的な肯定的行動計画の準備のような特別な措置をとるべきである。措置の進捗状況は国連総会、経済社会理事会、婦人の地位委員会に定期的に報告されるべきである。

359. 国連システム主催のあるいはその他の国際及び地域、小地域会合やセミナー、特に平等・発展・平和（平和教育を含む）に関連するもの及び経験や専門知識の交流のための調査活動、会議及びセミナーを通じて、開発における婦人の役割を高めることを目指しているものへの婦人の参加の機会が確保されるべきである。同様に、列国議会同盟や地域的な国際議員組織による各国議員間会合への代表団には常に婦人議員が含まれるべきである。

360. 国際レベルにおける平和の促進や、平和に対する障害との戦いへの婦人の参加が奨励されるべきである。平和運動の婦人リーダーや平和研究者、教育者など平和と軍縮に関して高い意志決定レベルにある婦人のネットワーク作

りが、国際平和年（1986年）などの国連システムの活動との関連で奨励されるべきである。「婦人と平和」は国際平和年のプログラムの中で独立項目とされるべきである。

361. 婦人が関心のある問題を開発の全般的な過程に統合するための確固たる基礎を作るためには、このような問題を明らかにし、社会文化的、経済的、政治的面で有益な行動モデルを開発するための一層の努力が必要である。この分野での作業は、国や地域の研究機関及び国連その他の国際機関において行われ得る。これに関連して、婦人の企画能力を増大することにも注意が払われるべきである。

362. 現代の科学技術のあらゆる側面、特に教育制度への婦人の平等な参加が確保されるよう、国及び地域レベルで特別の努力が払われるべきである。科学技術の利用は婦人の地位向上のための強力な手段となり得る。農村婦人に適した技術を開発するため特別な調査研究が行われるべきであり、既存の技術及び新技術が可能な限り広く普及されるべきである。地域におけるこのような活動の調整には地域委員会が、婦人の地位と技術の問題を扱っている他の政府間組織や機関との協力の下で、責任をもって当たるべきである。

363. 婦人労働者の地位向上と、雇用又は自営部門における婦人の管理職ポストへの進出及び管理職としての業績の向上を図るため、政府及び非政府機関は定期的な研修計画を組むべきである。これに関連して、国連は、地域、小地域機関が行っている職業訓練についての専門的知識のネットワーク作りや交流計画に対し援助を与えるべきである。

364. 地域的、小地域的グループは開発における婦人の役割強化のために重要な役割を果たしている。婦人に関する既存の地域的、小地域的な情報システムが強化されるべきである。婦人についての強力なデータ・ベースや調査基地が開発途上国や地域委員会において適当な専門機関との協力の下に開発されるべきであり、情報や調査データの共有が奨励されるべきである。国内レベルにおける情報システムが強化されるべきであり、このようなシステムがない国では、これが設立されるべきである。

365. 国際、地域、小地域、及び国内機関は、一層の人的、財政的資源の投入、あるいは政策及び意志決定レベルへのより多くの婦人の参加によって強化されるべきである。

情報の普及

366. 男女平等と差別的慣行の撤廃の必要性について国民の意識を高めるための国内キャンペーンを支援するための国際的なプログラムが企画され、資源が配分されるべきである。女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての情報には特別の注意が払われるべきである。

367. 広告やマス・メディアにおける性別による偏見、特に世界的規模で広められる記事や番組の中での婦人に対する侮蔑的なイメージに関する研究が、国連シテムにより行われるべきである。メディアにおける性別による偏見を根絶もしくは減少させる手段がとられるべきである。

368. 平和と社会的正義及び婦人の地位向上を促進するために、法律文書、国連の諸決議及び婦人や「十年」の目標—平等・発展・平和—に関する報告が国連によって広く広報されるべきである。国連のラジオ・テレビを含むマス・メディアは「十年」の目標の達成、特に諸国民の間の協力と理解の促進及び国際平和と安全の維持に婦人が果たす役割についての情報を普及させるべきである。平和と国際理解が婦人の地位向上に対して持つ意味の重要性を普及するため、文化的コミュニケーション手段を利用すべきである。

369. 婦人がヴィジュアル・ディスプレイ装置やコンピューターを含む視聴覚による情報普及手段の利用についての訓練を受け、国際、地域、小地域及び国内レベルにおける婦人の地位向上や婦人のためのプログラムの開発に一層積極的に参加することが必要である。

370. 現在国連が行っている婦人に関する週間ラジオ番組放送と映画の共同製作が、これらの様々な言語での配給を可能にする適切な準備の下で継続されるべきである。

371. 国連情報合同委員会は、その社会・経済情報プログラムの中に引き続き婦

人問題を含めるべきである。このような活動のために、適切な資源が提供されるべきである。

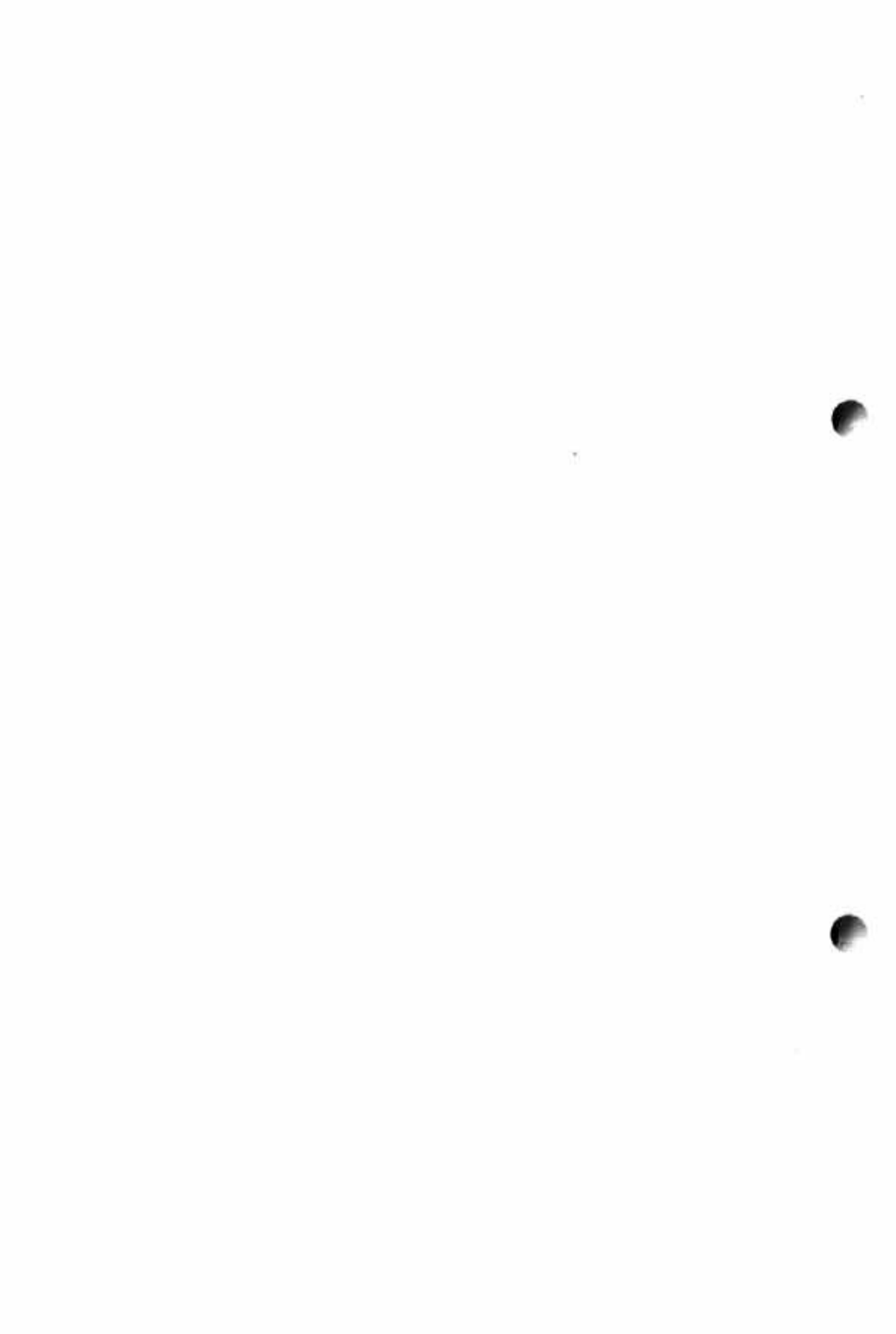
372. 政府及び地域委員会、専門機関を含む国連システムの諸機関は、「将来戦略」を最大限に広報し、関係当局及び一般大衆、特に草の根レベルの婦人団体に「将来戦略」の目的とそこに含まれている勧告を熟知させるよう、この文書の内容を翻訳し広めることを強く要請されている。

1985. 7. 26

（内閣総理大臣官房審議室（婦人問題担当室）が作成した
「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議及び関連事業等報告
書に収録されたものを転載しました。）









GAa1/1

8-19-61



女性と仕事の未来館



00969827